

平成28年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年3月7日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月17日 午前10時00分		
	散 会	3月17日 午後4時18分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	8	與那嶺 好 和	9	山 城 太
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	経 済 課 長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	総務課副主幹 兼 総務係長	我那覇 隆 文
	学校教育課長	田 港 朝 津	学校教育課補佐 兼 学校教育係長	山 内 昌 治
	社会教育課長	与 那 満		
建 設 課 長	金 城 正 明			

平成28年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第8号

平成28年3月17日（木曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 東恩納寛政君 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 15日に引き続き「一般質問」を行います。

山城 太議員の発言を許します。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 おはようございます。平成28年第1回定例会に当たりまして、さきに通告しました質問をいたします。

1点目に、サイクルロードレーサー等自転車競技者のキャンプの誘致の考えがないか伺います。

2点目に、行政無線について伺います。

3点目に、村内のトンネル内のラジオ・携帯電話等の電波状況について伺います。

4点目に、村有財産の茸生産出荷施設について伺います。

5点目に、教育環境について伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 おはようございます。山城議員の質問についてお答えいたします。

1点目の自転車競技のキャンプ誘致の考えはということなのですが、村長の見解ということですがスポーツ行政の観点から、私のほうでお答えさせていただきます。これまで自転車競技に特化した合宿やキャンプ等の誘致については考えておりませんでした。今帰仁村運動公園の機能強化事業で整備される温水プール、全天候のテニスコート、ナイター設備がリニューアルされ、宿泊に対応できるクラブハウスもございます。また、運動公園に隣接した村民の浜、体育館やトレーニング施設等の機能を生かし、さまざまな競技の合宿・キャンプ等を誘致することがスポーツ振興や着地型観光にもつながりますので、積極的な誘致に努めていきたいと思っております。

それから、質問事項5の教育環境について。理数科の志願状況とそれから新たな奨学金等の考えがないかということについて答弁いたします。平成28年度の北山高校理数科の入学志願者の状況については、一次募集の時点で志願者が18名と過半数を割っております。県の高等学校整備計画によると二年連続過半数を割ると廃科の方向が打ち出され、危機的状況であります。今後の二次募集の動向を注視していきたいと思っております。

これからの北山高等学校のあり方は、ただ状況を見ているだけではなく、北山学園プロジェクトとしての生徒や村民から愛され、魅力ある選ばれる高校にするため、平成28年度より魅力化事業をスタートいたします。地域おこし協力隊を活用し、村営塾の刷新と国公立大学や私立大学への推薦・AO入試対策や「ゼミ」形式での個別指導、インターネットを活用した動画配信の授業もサポートいたします。

平成28年度、新設予定の入学準備金貸付制度も今後の応募状況や、現行の奨学制度の利用推移を調査していきたいと思っております。

今のところ、入学準備金貸付制度と奨学金以外の予定はございません。残りの質問については村長のほうから答弁いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 山城太議員のご質問にお答えいたします。

2点目の行政防災無線についてのご質問にお答えいたします。現在、今帰仁村防災行政無線局運用規程で、一般行政事務連絡に関しましては、Jアラート等の緊急放送と区別するため繰り返し放送を行っておりません。

運用開始後、村区長会より1回の放送では聞き漏らしがあるので2回の放送をしてもらいたい旨の要望がありました。

防災行政無線システムにおいて、同一放送を複数回放送することは可能ですので、2回放送を実施するため当該運用規程の改正手続を進めていきたいと考えております。

次に、村内のトンネル内のラジオ・携帯電話等の電波状況についてのご質問にお答えいたします。

村内の主要なトンネルは、県道名護運天港線に延長361mの乙羽トンネル、延長306mの呉我山トンネルがあります。県道名護運天港線の24時間交通量は約4,500台で、道路トンネル非常用施設設置基準により、トンネル延長500m以下、交通量2万台以下において、火災その他の非常の際の連絡や危険防止、事故の拡大防止のための非常用施設の設置が必要でないトンネルとなっております。

今後も、沖縄県北部土木事務所では設置基準に基づき、乙羽トンネル呉我山トンネルにおいて非常用施設を設置する計画はありませんということであります。トンネル内でトラブルが発生した場合は、交通規制等において消防や警察等関係機関と連絡をとり、緊急時の対応をしている状況です。

村としましても、事故や自然災害等の発生に対し、沖縄県北部土木事務所と連携を取りながら対応していきたいというふうに考えております。

次に、村有財産の茸生産出荷施設についてのご質問にお答えいたします。

9,700万円の不明な設備投資の確認状況について、設備増設の精査についてですが、今帰仁きのご園から機械設備台帳の提出がなく確認ができておりません。確認がとれる可能性としては、経営者が第三者に引き継ぐとき、または司法による手続の場合でなければ設備投資の9,700万円の確認は厳しいと思っております。引き続き確認に向け資料の提供を求めていきたいというふうに考えております。

茸第二施設と第一施設の契約書の同等の契約書への変更についても、現在、契約の変更に至っておりません。

第一及び第二茸生産施設の施設貸付契約書の整合性を図るため、今帰仁きのご園に契約書の変更協議を申し入れておりますが、残念ながら進展しておりません。契約書の統一を図るため引き続き弁護士にアドバイスを受けております。今帰仁きのご園から茸生産設備の基幹改良が必要となるとの相談がありました。その事業主体のあり方、契約書の統一に向けた進め方等について沖縄総合事務局や弁護士事務所に相談を行っております。弁護士からは設備更新のタイミング、事業の進め方等を協議していく過程で、契約書の統一化について調整していくのが契約書の統一化の可能性があるとのことでした。その方向で統一化に向け検討していきたいというふうに考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 再度質問いたします。

まず1点目のキャンプの件なんですけど、大変前向きな答弁で評価に値するんですけど、毎年11月ごろですか、ツール・ド・おきなわが北部全域で行われるんですけど、そのキャンプをされる方もですね、競技者の

方もですね、大体そういった北部一円でたびたびキャンプ、合宿をされているんです。先日ある方の紹介でレーサーの方とお会いして、いろいろな意見交換をしたんですけれども、北部一円で協力体制の構築というのを求められました。たびたび皆さんは、やんばるを通るとコンビニの前で自転車を横にしておにぎりとかを食べている方を多く見られると思うんですが、国頭のずっと山のほうへ行けば、そういった食事、コンビニ等がなくて食事をするのに大変困るというふうにおっしゃっていたんですね。ひとつそこら辺を加味して北部一円でそういう合宿・キャンプが行われている時期には連絡をとりながら小さいテントを張ってですね、そういった競技者、キャンプの方にそういった栄養補給食事の提供。これはもちろん有料でやってもらいたいということだったんですが、そこら辺の見解ですね、村長のほうから答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

このキャンプの誘致についてはですね、非常に私は誘致する必要があると思っております。そしてうちの運動公園もですね、これはどこに出してもというか、こういう場所は少ないんじゃないかなというふうに思っております。環境的にですね。そういう意味では、今、山城議員からお話がありましたように、ツール・ド・おきなわとか、その他のいろいろな自転車競技がありますので、ぜひ誘致に向けて関係機関に誘致を働きかけたいというふうに考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時13分)

與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 答弁漏れがございました。これは非常に具体的な話ですので、その相手方との対応の中で、そういうおもてなしというか、これは有料だというふうに思っておりますが、そういうことは十分対応できるのかなというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 大変心強い答弁でした。昨今ですね、県内外のほうでも自転車というのは大変危険な乗り物というふうに報道されております。何年前かに今帰仁村内でもありました。子供が自転車で人をひいて親に賠償責任、億単位で請求される場合もあるんですね。そういったプロのレーサーの方がキャンプ・合宿に訪れた場合には、そういった自転車に乗るときの心得、ルール、マナーというのも地域の子供たちとの交流の場ですね、いい具合に交流できるんじゃないのかなと思いますけれども、その辺の答弁求めます。自転車に乗るといふときの教育ですね。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの山城議員の質問についてお答えします。

各学校で毎年交通安全教室等を行っております。その中で毎年ではないと思っておりますが自転車の乗り方教室の講習等もやっておりますので、その中でまた子供たちに安全上の配慮とかですね、危険な乗り方をしないとかという指導も含めまして実施をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時15分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時16分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 再度質問します。

年に一度交通安全教室が行われるということだったんですが、そういうタイミングで、そういうプロレーサーの合宿、競技者と協同でそういった交通安全教室を行えば、すごい相乗効果が生まれてくるのではないかと思います、その辺のお考えはないか答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

この合宿・キャンプがですね、どの時期にあるかということがちょっと課題になるかと思うんですが、4月から5月当初、新学期が始まった時点で子供たち、新入生もおりますので、早い時期にそういった安全教室は行っております。その時期にキャンプ等があればセットすることも可能でございます。昨年度、北山高校で、このツール・ド・おきなわに参加するオランダの選手が交流を行っておりますので、特に自転車の安全等ではなくて国際交流という形での交流としては行っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 1点目の件についてはある程度理解してですね、素晴らしい取り組みをなされて前向きな答弁でした。

次に2点目の行政防災無線についてなんですが、村長の答弁の中で2回放送を実施するためとあるんですが、これはくり返しの2回という意味か、それとも1日、間を開けての2回なのか、その辺の答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいま9番山城議員のご質問について説明します。

ご指摘の1日2回の放送ではなくて、今の答弁の中にあるのはくり返し放送ですね。1回の放送の中で、今は1回しか放送していなものですから、内容を繰り返すということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 ただいまの説明で理解できました。多くの方、私も含めてなんですが一回きりの放送じゃなかなか聞き取れない場面が多くてですね、今後は2回放送、繰り返しの放送をなされるということなんですが、これはいつごろからできるようになるのか答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問について説明します。

今のところ事務方としましては、早目にこの規定を変更して実施していきたいと思っています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時20分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時20分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 今の答弁で理解できましたので、早期の実施を求めます。

次の3点目の質問に移りますが、非常用施設の設置が必要でないトンネルとあってですね、今後ともそ

れを考えていないということなのですが、村としては設置は要望するのคะですね、要望しないのか、再度答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この件につきましては設置基準ということがありまして、なかなか厳しいところもあると思っておりますが、今後、北部土木事務所には、設置できるように要請はしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 そうですね、今の答弁が正しい答弁だったと思いますが、昨今は本当に急に大雨が降ったりですね、自然災害というのが、予想もしないのが多発することが多々聞こえますので、今帰仁村内のトンネルがどういったトラブルになるかも予想もつかないところもありますので、随時そういった常用施設の設置を求め続けていただきたいと思いますと思いますが、再度答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

これはいろいろな想定はできます。基準は500mとかいろいろありますけど、これは非常事態というか、どんな状況になるかわかりませんので、私はこれが国の基準であれば非常に難しい面もあると思いますが、これは声を上げて行政はすべきだというふうに考えておりますので、要請をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 そのへんの要請、よろしくをお願いします。

次の質問に移りますが、村有財産の茸生産出荷施設についてであります。当初ですね、質問にもあります、以前からありますが第二施設と第一施設は契約書がちょっと異なっています。第二施設が契約されると同時期に第一施設のほうの契約書も変更すると断言されていましたが、いまだにこれが相手の都合によりという言葉で変更なされておりましたが、その辺どうお考えなのか、再度答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

第一茸施設と第二施設の契約の統一化というのは、基本的に統一化したほうがいいということは変わっておりません。ただ、今帰仁きのこ園とのこれまでのいろいろないきさつというか経緯がありまして、なかなかこの契約について踏み込んで行けないというふうな状況がございます。村としては統一していきたいと。今後そうしたほうがお互いの信頼関係の構築ができるんじゃないかということをお願いしてきています。その中で、先ほど答弁しましたが、この施設についてですね、大分老朽化というか、今後、修繕費が相当かかって基幹改良というか、改良しなければならぬという時期が来ております。そういう中で、今の契約ではできないというふうに総合事務局も弁護士も言っているんですよ。契約を変えないと。ですから、先ほども答弁いたしましたけれども、議員が当初から契約を早く統一化すると言ったんじゃないかということではありますが、やっぱりいろいろな事情がありまして、このときにしか多分難しいんじゃないかということで、議員のご指摘もごまいます

けど、その状況というか基幹改良をするという中でいろいろな契約の変更がありますので、そこで統一化に向けて今帰仁きのご園と調整をして統一化に向けて頑張っていきたいというふうに思っています。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 最初の答弁でもそのような答弁がありましたが、設備更新のタイミングという言葉がありましたが、そのタイミングで契約書の統一化にという話でしたが、その設備更新の時期ですね。それはいつなのか答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 9番山城議員の質問について説明いたします。

設備更新の時期ということでございますけれども、第一茸生産施設につきましては平成15年から操業が始まっておりまして、家賃等の設定につきましても総合耐用年数ということで15年で設定されております。その15年が平成29年までということになっておりますので、その間でその基幹改良がどの程度必要なのかというものを、現在第一施設を運営している会社と村と含めて協議しながら、その辺についてはやっていきたいと。ただ、昨年4月6日に行われた運営協議会の中でも管理運営している会社のほうから、結構、耐用年数が来ているのもあるので、自分たちでやってもいいんですけども、村はどう考えるかとか、村でやるのかとか、そういう質問も来ておりまして、その件について総合事務局とか弁護士さんのほうにですね、その辺のものも含めて契約の統一化に向けた相談をしているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 契約書の統一化というのは、大体平成29年度をめどになされるということで理解してもよろしいのでしょうか、答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質問について説明いたします。

今の家賃というか賃貸料が平成29年度までの計算において設定されておりますので、その辺の協議を踏まえて今、第一施設を運営している会社のほうと協議しながら、その辺も含めて調整、協議していきたいというふうに考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 再度質問します。

同じことを聞きます。契約書の統一というのは平成29年ごろということで理解してよろしいのでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

経済課長からもありましたようにですね、これは今帰仁きのご園も今の賃貸料含めて、これを契約改正しないとですね、このまま払って行くという状況があります。ですから、向こうにとってもあまり有利な話ではないということ。そしてもう一つは、改良するということに行政の協力というか許可がないと、村が基幹改良をするにしても会社がやるにしてもですね、これは村の許可というか、ある意味では調整しないとできないことでもありますので、この時期には私はしっかりとできるというふうに思っております。その中にですね、やっぱり信頼関係というのは非常に大事ですので、これからも信頼関係を築くように努力

をしていきたいということと、職員と意見交換をしたりとかはしております。そういう意味で、すぐにはできませんけど、私としてもこれは懸案でありますので、前向きに早目に契約改定ができるように努力していきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 ただいまの村長の答弁で、平成29年度をめどにしたいということが理解できました。その中で設備改良という言葉が出ました。現在行っている会社は9,700万円程度の確認不明、確認されていない設備投資をされておりますが、その場合には村の許可が必要ということでしたが、その辺、許可は下されていないのに9,700万円の設備投資をしたと言っているんですね。その後のこの9,700万円を投資した精査はなされているのでしょうか、再度答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この基幹改良の件でございますが、これは許可ということではなくてですね、例えば村がこれはオーケーしないと。自分たちでやるものなのか行政がするかというのは、調整が必要だということを申し上げているわけでありまして。9,700万円については、ずっと一貫してですね、自分たちと運営を交代する会社とこの9,700万円については引き継ぎをするときにやるということを一貫しているわけですよ。これについても前から、うちの今は総務課長が経済課長のときからですね、これは自分たちが投資したものを言わなければこの会社が困るんじゃないかというのが弁護士の見解なんですよ。そういう意味でですね、出しなさいと。私たちも幾らかかったかというのは確認をする必要があると思って請求はしておりますけど、後任というか、後を継ぐ会社ができれば、その人たちとの交渉だということで、一貫して変わらないような状況なので、なかなかその9,700万円の資料提出を求めていますけど出せないということでありまして。その中で裁判とかそういうものでないと難しい部分もあるということを上申しているわけでありまして。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時34分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時35分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 再度質問します。

先ほど言いました9,700万円の精査はいつごろなされるのか、再度答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時36分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時36分)

小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの9番山城議員の質問に対して、私のほうから前のいきさつも知っていますから説明していきたいと思っております。

村長のほうからもありましたように9,700万円についてはですね、乙の側が証明しないと不利になる資料なんです。きちんとこれだけかかったと。ですから、この辺も弁護士との話で相手に不利になるので、相手がこれを証明しきれないと不利になる資料をなかなか出せというのも法的に非常に難しいということなんです。証明しきれないと相手が不利になるわけですから。

それではもう1点ですね、それを出した場合に、引き継ぐときにしか出さない。また裁判所とかそういう法的な場所でしか出せないという、それもあります。またもう一つ弁護士が言うには、私たちから借りたもの以上に、例えば100のものを借りて110、120というものを投資したと。その余分なというか、能力を増強した部分に対して、それはやっぱり変なこういう言い方はあれですけども、持って帰ってもいいと。この家主と店子との関係で言いますと、店子がこれだけやった場合に、じゃあそれは必要なければ、例えばその部分は、増強した部分はお引き取り下さいという話でもいいんじゃないかという、もろもろの弁護士あたりのそういう指導というか、そういうのがありまして、なかなか踏み込めないという部分が今までずっと続いているような状況です。確かにこれは村長も申しあげましたように信頼関係の中ですね、またお互い情報交換すべきなんですけれども、そういう今までの流れがございまして、信頼関係も瓦解していた時期もありましたので、それを回復しながらですね、できるんじゃないかなというふうに思います。以上、これまでの経過といたしますか、説明しておきたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 早期の解決を心より願っております。次の質問に移ります。休憩をお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時38分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時39分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 次の質問に移ります。教育環境についてであります。

きのうは県内公立高校の合格発表がありました。我が今帰仁中学校の受験者のうち何名が不合格になったかご存じでしょうか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 山城議員の質問についてお答えします。

きのう県立高校の一次募集の合格発表がありました。何名が不合格者になったかということは把握しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時40分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時40分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 残念なことに不合格者も出たんですが、その状況を北山学園プロジェクトも進めて4年ですか、そういう状況をどうお考えなのか、どういう思いなのか、村長と教育長両名から答弁求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問についてお答えします。

今年度で北山学園プロジェクトを推進して4年目になります。これまでさまざまな取り組みを行ってきたわけですが、特に生徒のですね、中学生の進路指導につきましては、あくまでも本人、ご家族のご意思でございます。今の高等学校の入試制度の中でも一次募集、それから二次募集ということで、自分が行きたい高校、ぜひチャレンジしてみたい高校ということで一次試験を受験していますので、その合否の結果

につきましては当日の体調も、それから日頃の勉強の蓄積もありますので、合否が出るのはいたし方ないと。不合格をした生徒にとっては大変心が痛いわけですが、高校入試の制度上、いたし方ないのかなと思っています。ただ、村内の今帰仁中学校の生徒73名から14名の不合格が出たことについては、非常に心を痛めております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 非常に残念な結果に思えるんですが、休憩をお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時43分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時43分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 きのですか、大体合格発表が出た後の時間にですね、今帰仁中学校に電話しましてその人数を知りました。二度聞きしました。そんなにねと。大変ショックでしたね。ショックですすぐ議長のほうにも電話をして、知り合いの教育関係者にも電話をして、本当にショックでした。今後ですね、中学校はそういった多くの不合格者を出さないようにですね、どう取り組むのかですね。どういうお考えなのか再度答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

今現在ですね、小学校、中学校含めまして学習支援員、それから特別支援員を配置しております。学校の先生方も日々授業改善に向けて自己の研修含めまして研究授業等、日々頑張っているところでございますが、高校入試だけの結果だけではなくて総合的な学力の向上については、日ごろから教育委員会としましても指導助言を行っているところでございます。今回の不合格を教訓としてですね、さらなる学力の向上、それから先生方の職務能力の向上、子供たちの学習意欲の喚起についてですね、より強化を重ねていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 次に北山高校の理数科の件なんですが、年々、理数科は志望者が減ってきているんですが、逆に理数科を廃止してもらって東大や有名国公立医学部を目指すような超特進科を北部に、今帰仁北山高校に積極的に声かけしてみたらどうかなと思うんですが、その辺のお考えはないか答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在ですね、理数科の学科編成が普通科の一領域ということで設置をされております。ただ、この理数科につきましても進学に特化した学科ということで、県内同じような理数科もございまして、また新たなフロンティア科ですとか、総合探究科とかいう進学に特化した学科編成もございまして、その理数科という名称と機能を考えながらですね、今後検討する必要があると思います。ただ、今の理数科を廃科にして、次、新しい学科といいますと、県教育委員会との調整もございまして、非常に現在の応募状況からは厳しい状況かと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時47分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時48分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 今ですね、昨年、名護高校にもフロンティア科が設置されました。昨年は非常に人気といいますか応募が多数いまして、ところが2年目のことしは名護高校のフロンティア科も非常に定員が不足している状況でございます。北山高校の理数科と関連してですね、中南部の進学校、あるいは県内有名私立高校に行くという子供たちにつきましては、やはり長年の伝統といいますか実績のある高校ということでその高校を選ぶと考えています。この取り組みもですね、北山学園プロジェクト含めまして進学に特化した、この北山高校からでも有名大学に進めるということも日々実績の積み重ねでありますとか、努力の結果であると思いますので、それを踏まえて平成28年度から北山高校で行われます魅力化事業ということで子供たちに、あるいは保護者に選ばれる魅力ある高校を目指して進めていく予定でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 もちろん魅力ある北山高校になっていただいてですね、希望者がいっぱい来ることを願うんですが、ですから先ほども言いましたが、有名国公立や医学部を目指す子供たちを迎え入れるような超特進進学クラスを北山高校につくってもらうよう、県のほうにも要請してもらってお考えはないのか、再度答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

県の方向性といいますか、県の考えとしましては理数科がそういう面に特化した科ということを考えておりますので、それをなくしまして、新たな学科編成ということは非常に難しいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 理数科の存続、そういう県の見方ではなくてですよ、自分たちの見方で県に向かっていきましょうよ。県の見方に準じては今帰仁村は何の発展もないですよ。理数科に固執する必要ないですよ。こっちから仕掛けていかないとどうにもならないですよ今の状況、今帰仁村は。再度答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの質問にお答えします。

理数科に固執しているわけではなくてですね、県としては名護高校にそういうフロンティア科があります。それで北山高校にもそういう学科ということは難しいと先ほども答弁いたしましたが、村としましては目先を変えて学科の名称だけではなくてですね、実績を上げることがその趣旨にのっとった方策だと考えておりますので、現在のところ新しい学科を設置して進学に特化するということは考えておりません。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 実績とか歴史とか、今度つくればいいじゃないですか。これからつくればいい

じゃないですか。だから理数科を廃止して超特進科や進学クラスを要請するんですよ。北部の若者を中南部に持っていかさないようにしないといけないじゃないですか。これから先の話ですよ、私が言っているのは。実績は今後上げればいいじゃないですか。じゃあ、なぜ理数科は進学希望者がいなくて毎年毎年減ってくるんですか。その辺答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時53分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 理数科という名称もですね、先ほどからのご質問の中で進学に特化していると捉えております。ただ、国や県の方策というか方針としまして、この理数離れが今起こっております。この理数離れにつきましては、非常に危機的な状況がありまして、理科、数学をさらに進化してですね、より医学とか医学教育、そういった技術者を含めまして要請をしているところでございます。今、文科省の方針としましては、文化系の学部よりも理数科を優先するという方向性も打ち出されておりますので、その方向でより幅広い選択肢ができるということで理数科を設置したという状況がございます。そこら辺のところと山城議員との思いは一致するところではあるのですが、今のところ名前とかを変えただけでは、課題は解消されにくいのかなというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 わかりました。次の質問に移ります。入学準備金の件なんですけれども、次年度から入学準備金貸付制度が1人当たり限度額30万円でされることは大変評価に値します。せんだってですね、隣8番議員の與那嶺議員とですね、元議員の座間味さんと鹿児島県へブリの養殖の視察に行ってきました。ブリの養殖も大変すばらしかったんですけれども、50年前から行っているということだったんですが、大変すばらしい養殖場でありました。それよりも驚いたのがですね、地域の頑張りなんですね。教育に関しても。地域の子供たちは地域で育てるといって、すごい取り組みをなされていて、鹿児島県の長島町というところなんです。そこにはですね、2015年に始まった内閣府の地方創生人材支援制度という、この制度をつくった総務省の官僚がですね、自分でつくった制度で自分で第1号の体験者といいますか、そういった制度を使って長島町の副町長に就任されてですね、その方の提案で「ぶり奨学金」というのを次年度からスタートさせます。このぶり奨学金というのはですね、長島町は年間ブリ230万匹から250万匹出荷されるそうです。それから基金にですね1匹1円前後。そしてブリだけではなくてですね、居酒屋へ行ったらビール1杯から1円、10円、金額はまちまちなんです。あらゆるものにですね、そういった基金に行くような制度を設けました。それからですね、その基金を使ってですね、地域の金融機関とも提携、信金との提携のもとにですね、子供たちにこの奨学金を利用して進学させる制度なんです。この制度を使った子供たちが県外から戻ってきた場合には年数に応じて、この奨学金を基金からこの信金に返済して、子供たちには返済義務がなくなるんですね。そういった制度を今帰仁村でも真似てですね、この入学準備金の30万円から一人当たり100万円近くに増額できるんじゃないかなと考えます。向こうではブリだったかもしれないですが、今帰仁村ではマンゴーもあり、和牛子牛の有名拠点でもあり、いろいろな農産物があります。そういった制度を新たにつくってみるお考えはないか、その辺答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいというふうに思います。

ことしからですね、入学準備金貸付制度が始まります。30万円の貸付であります、予算の関係で20名、年間600万円の予算を計上しております。その中で安定して基金を運営するには2,000万円ぐらいは必要かということで、基金もそういうふうにしていきたいというふうに今考えておりますが、その中で、先ほど議員からの提案があります鹿児島県の長島町のこの例がありました。これについては私、今、議員から説明を受けているわけですが、十分認識がまだできないところもありますので、ぜひですね、これはすばらしい制度でありますので、今帰仁村でも、ある意味では同じものではないにしても活用できるというふうに思っておりますので、調査をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 本当に大変素晴らしい制度であります。この方もですね30歳なんですね、まだ。東大を出てから何年か後にそういう制度をつかって、みずから長島町へ出向いて副町長となり、地域創生のために頑張っておられるんですね。この方もですね、他地域でも真似のしやすいような、真似のできるような制度ということで、そういう制度をつかってですね、ああすごいなと思って、すぐこっちでもできるんじゃないかなと日々思っていますですね、いろいろ考えれば基金を増設…、いろいろな各種団体とともに頭を下げながら、地域の子供たちは地域で育てて、そして地域に戻ってくるような環境づくりに大いに期待できるのではないかなと思っています。地域にはですね、先ほども言いましたが和牛もありマンガーもありドラゴンフルーツもあり、民泊事業者からもそういった基金が募えると思います。近いうちにですね、またもう一度そこへ行ってですね、町長、副町長と会ってですね、さらに交流を深めて、いろいろな情報をもらいにいく考えではあるのですが、その方を呼んでですね、いろいろな情報収集をなされたほうが良いと思うんですが、今後、お考えはないでしょうか、その辺の答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この鹿児島県の長島町の件については、少しばかりは聞いたことがございます。ただ、具体的なことについては、きょう議員からの説明というかお話で少し内容がわかったわけではありますが、今帰仁村の財政状況は厳しいという中で、そればかり考えていくと何もできないわけがあります。その中でですね、教えられたのは、昨年10月17日からふるさと納税のふるさとチョイスを始めてですね、わずかな期間でふるさと納税が大分集まったということ参考というか、生かしていきたいなと思っております。と言いますのは、こういう提案もですね、これは非常にお金のかかる話ではなくてですね、知恵を絞ればいろいろなことが考えられるなということ、今、考えているところであります。そういう意味では、まず調査をしてですね、行ってもらって、その中で話をして、ぜひ必要であれば、ぜひ今帰仁村に来てですね、今帰仁村の状況も視察をしていろいろな意味での知恵をかしていただきたいということが一番大事なのかなと思っておりますので、ぜひこの件については役場内で検討をして、早い時期にですね予算化をして、視察というか調査をさせたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 そうですね、知恵を絞ればいろいろなアイデアが生まれてきますので、ぜひこれを参考のもとに地域の子供たちは地域で育ててですね、そして新たな進学先へと大いに飛躍することを願う次第でございます。そういった流れで村長が日々常々言っている教育立村、日本一の教育立村が成り立ってくるのではないかなと思います。その辺の答弁を求めて質問を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今帰仁村は教育立村ということを目指している中で、今の現状というのは非常に厳しいものがあるというふうに思っております。その中で、やっぱり教育こそがですね、いろいろな意味で貧困対策含めて解決できる唯一の道だというふうに思っております。これからも教育にはしっかりと予算を計上して、教育村づくりにしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

それから、鹿児島県の調査につきましては、しっかりと検討してですね、6月の議会には提案していきたいなというふうに考えているところであります。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時07分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時18分)

次に、與儀常次議員の発言を許します。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 平成28年第1回今帰仁村議会定例会に当たり、さきに通告いたしました3点について質問いたします。

1. 今帰仁村子どもの貧困について。①乳児全戸訪問事業について。②就学援助について。③貧困家庭の学校給食援助について。④今帰仁村では今後沖縄県と連携して子どもの貧困対策をどのように推進していく計画がありますか。

2. 今帰仁村史の発刊について。①昭和50年7月1日発行済みで、今後の計画について。

3. 今帰仁村内のリウキュマツの保護について。①馬場、村道及び各字拝所等にあるマツの樹木についてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 與儀常次議員のご質問にお答えいたします。

質問の1点目について、乳児全戸訪問事業についてのご質問にお答えいたします。乳児訪問事業につきましては、生後4カ月までの乳児のいる家庭全戸を訪問し、不安や悩み相談を初め、子育て支援に関する情報提供を行っております。また、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切な助言及びサービス提供につなげております。今帰仁村子どもの貧困については教育長から答弁させたいと思います。

次に、今帰仁村史の発刊についてのご質問にお答えいたします。昭和45年12月に12名の村史編集委員が結成され、村史編纂がされました。村史の構成は先史時代から戦後まで、民俗、自然、教育、産業など多岐にわたり記述され11編からなり、ページ数は760ページで、昭和50年7月1日発行され40年余が経過しております。現在のところ村史の改訂や続編の編集計画はございませんが、将来の発刊に向けて検討していく必要があると思います。

次に、村内のリウキュウマツの保護についてのご質問にお答えいたします。本村での対策としては、村が事業主体の一括交付金を活用した環境保全美化推進事業、また県が事業主体として実施する高度公益森林での森林病害虫等防除事業より、松くい虫被害により枯れたリウキュウマツの伐倒処理及び薬剤による防除を行っております。

特に県の文化財（史跡）指定を受けている仲原馬場は、松の大木が並木をなし、その風景は村の貴重な財産となっております。仲原馬場の景観保全については、平成25年から平成27年度において沖縄らしいみどりを守ろう事業において、グリーンガードの樹幹注入を完了、平成26年から平成27年度にかけて環境保全美化推進事業によりシロアリ防除、土壌改良剤による樹木強化をしております。樹幹注入の効果は注入後3年から5年の効果があることから、平成29年から新たに樹幹注入を開始していく計画です。

村道及び各字拜所の松についてもグリーンガードの樹幹注入、シロアリ防除及び樹木強化の対策をし、本村に数多く残るリウキュウマツの古木や並木の保全に努めてまいります。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 それでは與儀議員の就学援助についてのご質問にお答えいたします。

本村では、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品や学校給食費等の必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な遂行に資することを目的として就学援助制度（要保護・準要保護）を実施しています。

その制度の対象となる費目は、学用品、通学用品費、進入学児童生徒学用品費、学校給食費、修学旅行費等としています。

平成27年度準要保護の就学援助費受給申請者数は小学生17人、全児童生徒に占める割合は2.8%、中学生は34人、全生徒数に占める割合は10.6%です。

要保護（生活保護世帯）については、小学生は1人（11月までは準要保護世帯、12月から要保護世帯）となっております。中学生が1人認定されており、援助費の対象となる費目は、修学旅行（実費）、医療費（治療の指示を受けた疾病）等となっております。

次に、貧困家庭の学校給食援助についてのご質問にお答えします。先ほどの②の質問でお答えした要保護・準要保護対象児童については給食費分としても支給をされております。準要保護の児童・生徒と特別支援教育を受ける児童・生徒も給食費の一部が支給されております。

要保護（生活保護世帯）は対象児童生徒の給食費を含め生活保護費に算入され支給されております。

続きまして、子どもの貧困についてのご質問にお答えします。子供の将来が、生まれ育った環境によって左右されることがないように、また貧困の状況にある子供が健やかに育成されるよう地域社会でともに支え合う環境の整備と教育機会の確保を図っていく必要があります。そのため沖縄県と連携し協働体制のもと、新たに策定します「沖縄県子どもの貧困対策推進計画」を推進し、「支援を必要とする子供」や「子育て家庭が既存の支援制度と適切な支援機関につなげる仕組み」を構築してまいります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 村長の答弁で大体わかってきました。幼児の全戸訪問を質問したのは、お家回ることによって家庭内の状況が大体わかってくると思っています。訪問しての結果ですね、支援が必要な

家庭に対して適切な助言及びサービス提供にというのがありますけれども、お家を回ってどのような家庭とか、大体把握できると思うんです。本当に必要なのか。今は貧困も昔と変わってですね、貧しい家庭も裕福な家庭も表面的にはあまり変わらないと思っています。中身だと思っています。昔は着物についてもいろいろ、道具についても貧しい家庭と裕福な家庭では全然違ってきました。我々が小さいときですね。今はそういう表面的には格差は見えないんですけど、本当に中の事情を把握しながらじゃないと、本当に子どもの貧困対策に対応していけないんじゃないかと思って、本当に全戸の訪問云々で質問いたしました。ここに支援が必要な家庭云々とありますけど、どういったラインで支援が必要な家庭ということで位置づけるのか。その次に来るのが就学援助云々ありますけれども、どういった基準で就学援助云々としてやっているのかですね。新聞等、マスコミ等で見ると、就学援助を必要とする家庭でも、その制度を知らずにということで50%以上の家庭で就学援助を活用していないということですね。この前、新聞にも載っていました。なので、本当に今帰仁村では就学援助が必要な家庭がどれぐらいの方がいるのか。また、どういった方法で要とか準とかありますけどやっているのかですね。

今さっき村長の答弁にありました支援が必要な家庭に対して適切な助言、サービス等がありますけど、大体、どのような助言、サービスがなされているのかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの1番與儀議員の質問についてご説明させていただきます。

議員からご質問のある乳児家庭を抱える家庭の全戸訪問の事業でございますが、これは児童福祉法にのっとっての事業となっております。生後4か月までのお子さんのいる家庭を対象として行っておりますけれども、今帰仁村としては専門職の保健師、看護師、それから助産師の資格を持つ専門職の職員が回るように心がけております。いち早い状況を把握して、先ほど議員からも質問がありました必要なサービス、必要な助言、適格な助言につなげるために、生後2か月までには訪問をしようということで努力しているところでございます。この必要な支援、サービスと申しますのは、初めてのお母さんもらっしやいまして、不安やそれから悩み、子供を育てる上でのストレス等の解消にもつなげるための相談支援。それから、お子さんの発達状況で栄養が不足をしているとか、そういう状況をいち早く確認をして、必要な機関へのつなげ等を行っている事業になりますけれども、近年、核家族もふえまして、またお父さん、お母さんも若年化もたくさんいる中でですね、この事業は大変必要な事業だと担当課としても捉えているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 だいたいわかってきました。家庭訪問ですね、回るのは年に何回なのか。子供を産んで1回なのか2回なのか。また毎年お家を回っているのか、何歳児まで回るのかですね。

それと、回ったときにですね、いろいろアドバイス、子育て支援センターの活用も一緒にアドバイスしているのかどうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 今帰仁村で生まれたお子さんの家庭訪問を、どれぐらいのペースで行っているのかという議員のご質問について説明をさせていただきます。

先ほどの乳児全戸訪問の事業では、生後4カ月までのお子さんを回ることで、まず1回目は必ず回ります。その前にですね、1カ月未満の新生児のお子さんを回る事業もございまして、4カ月の間には2回は専門職の方が家庭を回ると。その後は各事業を通して切れ目のない子育ての支援の部分できめ細やかに訪問も実施している状況でございます。

それと気になるお子さん、ご家庭の方にはですね、関係機関、子育て支援センターとか、村内にもございますけれども、また国頭地区でも行っているファミリーサポートセンター等とも連携をとりながら福祉保健所の助言も聞きながらというところで、協議が必要な場合には会議をしてというところで支援をしている状況でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 与儀常次議員。

○ 1番 与儀常次君 次に子どもの貧困についての就学援助をお伺いします。貧困家庭の学校給食等も次にありますけど、就学援助からですね。この就学援助ですね、要・準とかありますけど、どういった基準で要・準の振り分けがなされているのか、お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいま1番 与儀議員のご質問について説明いたします。

今帰仁村の就学援助の支給の要綱に沿って説明していきたいと思っております。要保護、準要保護につきましては経済的な理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費を支給することとしております。要と準なんですけど、要保護世帯というのは生活保護世帯としております。準要保護といたしましては要保護ですね、要するに生活保護を受けている家庭が生活保護を解除された場合とか、それから非課税世帯について準要保護ということで適用しております。その中で学校用品や給食費等の一部を支給しているという状況です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 与儀常次議員。

○ 1番 与儀常次君 課長の答弁では要保護、準要保護は生活保護を受けている家庭が要保護という形でということですが、別にこっちに学校用品とか通学用品とかありますけど、この入学云々がありますけど、今年創設された大学云々の入学云々もですね、そういった家庭が私ではできたら優先されるべきだと思っておりますので、これについてもお伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問について説明いたします。

先ほど説明した就学援助につきましては、小学校と中学校の入学準備金としての支給でございます。条例のほうで提案しています大学や専修学校の入学準備金の制度につきましては、所得に対しても勘案されるべきだというふうに考えておりますので、申請の状況に応じてそういう方々が優先されるというふうに考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 与儀常次議員。

○ 1番 与儀常次君 ただいまの課長の答弁では、所得に応じてそういう家庭が優先されるという形がありますので、これですね、次に準要保護の就学云々で小学生17人、また割合に占めるのが2.8%で、中学生が34人で10.6%という割合ですけどね、その割合は低い割合と思っているのかですね。また見えない

割合がまだあるのかどうかですね、ということで家庭訪問がいいなと思っておりますけど、実際に把握されているのが今そういうパーセントですけど、まだまだ存在がある可能性を秘めているのかですね、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問に説明いたします。

その就学援助制度につきましては、教育委員会のホームページに掲載することや村広報紙にも掲載しております。また、各学校にもですね、そういう制度があるということで通知をしまして、各学校においては学校に支払うべきお金ですね、校納金について滞りがちな家庭については、そういう制度があるということ呼びかけてほしいということで周知を図っております。また、小学校や中学校の入学式において、さまざまな教育相談の形がありますので、その1つの相談として経済的に困っている方の相談できる項目として就学支援制度の説明も配布している状況であります。ただ、それだけで100%ということではなくて、民生委員の方々にもそういう各地域での確認をお願いしているところでございます。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ぜひですね、就学援助制度を知らなくて活用されていない方が今帰仁村にもいると思いますので、そういう方々に活用していただきたいと思いますと思っております。

次にですね、修学旅行費の実費云々等がありますけど、この修学旅行費の実費は10割補助でやっているのかですね、何%の補助をして、そういう家庭の修学旅行の援助をやっているのか、お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時41分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時42分)

田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問について説明いたします。

修学旅行費につきましては、小学校6年次と中学校3年生が修学旅行の年次となりますが、修学旅行費につきましては小学生は5,000円、中学生については5万円の支給の定額となっております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 次に貧困家庭の学校給食援助についてお伺いします。そういう家庭は今、何割補助で給食費の提供を行っておりますか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問に説明いたします。

小学校、中学生ともにですね、給食費、年額の約55%が支給されております。それから、その事業以外にですね、特別支援学級に所在する子供たち、生徒についてはその半分の27.5%が支給されております。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 何でこの質問をしたかと言いますと、学校給食費の未納が全国的にあってですね、私も区長時分にこの委員に入ってますね、いろいろ習いました。子供に学校給食費の未納ということを知らせるのか、卒業前に知らせて親から取るのかということで審議しました。子供にはそんなことを言うては不登校につながるということで結果が出まして、学校給食費の集金の難しさも知りましたけれども、ぜ

ひそういう家庭にはですね、いろいろ手当をさせながら、子供が悩んで学校に行かないという状況にならないように、我々行政が光を当てるべきではないかと思って質問しております。

次に、今後ですね、沖縄県と連携して子どもの貧困対策をどのように推進していくかということでありますけど、沖縄県では次年度から2021年度までの6年間、35項目で取り組んでいくということですけど、今帰仁村はどういった取り組みをするのか、伺います前にですね、金武町では困窮子弟の無料塾など、学習支援を32市町村から41全市町村に拡大する計画云々ですね、最終年度は全ての子供が三食食事をとって健全に成長できるように環境を整え、中学、高校の卒業時の進路決定までもサポートするというので、この前の新聞にうたわれておりますけど、今後、今帰仁村はどの方法で子供たちのサポート云々で進めていくのかお伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの與儀議員のご質問にお答えいたします。

今帰仁村では国、県が進めております、この貧困対策につきまして、まず実態把握をしながらですね、先ほどの乳児全戸訪問もごさいますが、特に貧困に対して子ども応援支援専門員を配置しまして、各字の民生員とも協力しながら実態把握を図ってまいります。その中で食事の必要性があるかとか、あるいは無料塾の必要性があるかということをお伺いして計画を進めていく予定でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 今は少子化ですね、少子化の波で今帰仁村も子供の生まれる数がだんだん少なくなってきました。こっちに書かれてあるとおり健全に成長できる環境を整えと云々がありますけれども、我々今帰仁村全体で子供の成長をサポートするためには、やっぱり地域が連携しながらですね、家庭だけでなく、学校だけでもできません。地域全体で取り組む環境を整えるべきだと思っています。今は経済が豊かになった分、心は貧しくなって、地域のユイマールも多々稀薄になっている状況でありますので、ぜひそういう事業もとりながらですね、地域全体で子供の育成を見守りながら、ワラビンチャーは宝物だと思っています。我々大人がかかわることによって、この原石の子供たちがダイヤにもルビーにも光ると思っていますので、ぜひ「人材をもって財産とする」今帰仁村の言葉どおりですね、皆で難儀できるような事業を進めてもらいたいと思っています。

次に移っていきたいと思います。今帰仁村の村史の発刊は40年以上なされていないということですので、ぜひですね與那嶺村長時代でスタートしてもらいたいなと思っております。次の首長に先送りするんじゃなくて、もう40年も発刊しておりませんので、ぜひ進めてもらいたいなと思っています。記念誌云々の発刊は難儀です。我々も湧川の50年式典とか閉校式典の記念誌ですね、かかわった方もここにいますけれども、これは私は10年スパンとか、15年スパンでしていかないとですね、いろいろ先輩たちが亡くなって後は難しい状況が来ると思っていますので、ぜひことしからでも、今年度からでも計画してスタートすることができるのか、村長に伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今帰仁村史の発刊についてですね、これは40年も経過しているということに対してはですね、非常に遅

かったなというふうに思っております。議員指摘のようにですね、これは節目節目に続編というのか、これをつくるべきだと、編纂すべきだというふうに理解しております。その中で、早い時期に課長会等で議論をして出発はできるようにしていきたいと。これも相当な時間がかかると思いますが、先ほど申し上げましたように、これは発刊する必要があるというふうに思っておりますので、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

○ 議長 東恩納寛政君 1 番 與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 ぜひ検討じゃなくして実施していくために進めてもらいたいと思います。一番難儀な仕事です。こういう仕事、地味な仕事ですね。目に見えなくて一番難儀な仕事だけど、一番やるべき仕事と思っていますので、ぜひ進めてもらいたいと思っています。

次ですね、松の件で再度ご質問いたします。馬場と各字の拝所云々ですね。いろいろ松があります。私たちの字の慰霊塔にも大きい松がありましたけれども、みんななくなりました。今後もそういうのがですね、また起こってくると思っています。ぜひそういう貴重な場所にある松をですね、また周辺ですね、松くい虫がだんだん攻めてきております。特に馬場。タモウシにもいっぱいあってですね、大きい松は沖縄県で今帰仁村が多いなと思っています。ぜひそういう貴重な蔡温松ですね、3年、5年注射したらもつということですけど、もう少し予防云々も兼ねながらできたらいいなと思っています。そういう貴重な松の周辺の松の伐倒も進めてもらいたいなと思っていますので、これについてお伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるようになりますね、今帰仁村というとやっぱり緑豊かな村という中で、やっぱり松が一番目立つというか、村木も松であります。ただ、平成27年度で、もう村内いたるところで松が立ち枯れして、悲惨な状況であります。ある意味では全ての松を守るということは非常に難しいというふうに思っている中で、やっぱり守るべき松、守るべき場所については、しっかりと防除して守っていききたいというふうに思っております。その中で、何と言っても仲原馬場の松ですけど、そこに先ほど答弁いたしましたように、グリーンガードによる防除、そして土壌改良による松に資する中で、元気な松をつくっていくということと、このシロアリの駆除というのを、まだ調査はしておりませんが、これは今帰仁だけじゃないかなと思っています。というのは、松のジープギトウンというのがありますよね。これは松くい虫ではなくて、私はシロアリというふうに理解してですね、最近、台風で倒れるのは根っこからというより途中から折れるというののもいっぱいあります。中を見るとみんな空洞ということですので、シロアリの駆除も、先ほどもありましたように防除をしております。そういう意味では今後ともですね、いろいろな事業もございまして、一括交付金、そして足りない場合には緑を守るという中でふるさと納税もこれには活用できると思っておりますので、積極的に松を守ると。これは今帰仁村にとって至上命令だと考えておりますので、しっかりと守っていききたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 1 番 與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 ぜひ仲原馬場だけじゃなくてですね、各字の区長さんと連携しながら、各字の拝所云々のところにもいっぱいございまして、その周辺にあちこち枯れた松がありまして、こっから飛

び火する可能性は十分ありますので、この周辺の松の伐倒云々も兼ねながら実施してもらいたいと思いますので、この辺答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質問について説明いたします。

各字の拝所、それから宿道にあります松並木含めてですね、字の区長さん方と守るべき松の木を台帳化しましてですね、樹木医の相談も受けながら、年に1回の樹幹注入だけでは足りないと思いますので、イシマチが松の木をまいて少し木を弱らせていることもありますので、その辺含めて総合的に松の保全等、伝染が広まらないように対策をとっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ぜひ検討云々じゃなくて実施してもらいたいと思います。今帰仁村は農業と観光を進める村づくりということでもありますので、ぜひですね、今は民泊も入っております。今帰仁村だけじゃなくて本部からも来て、今帰仁村を回ってきておりますので、ぜひ都会の癒しの場所になるようなやんばるづくり、地域づくり、今帰仁村づくりができればなと思っております。ぜひ、空気の豊かな今帰仁村をつくりながら、そういう状況に持っていかれたらなと思っておりますので。

最後に、今後ですね、村長が松云々じゃなくて、また運動公園にもそういう樹木が必要になってくると思いますので、頑張ってもらいたいなと思っております。以上、終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時56分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。次に、座間味 薫議員の発言を許します。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 平成28年第1回定例会に当たり、さきに通告いたしました件につきまして質問いたします。

1. 運動公園内の子供の遊び場について。子供の遊び場について「公園はあるが遊具が少ない」「子供が安全に遊べるような施設が少ない」という話を以前から耳にいたします。そこで次の件について伺います。①今年度イベント広場の整備が行われ、それに伴い子供広場の面積が縮小されるのか伺います。②今後、新たな子供の遊び場(公園等)について、どのように考えているか伺います。

2. 村長施政方針について。施政方針の中で自主財源の確保について「ふるさと納税返礼制度」のさらなる拡充を図り、魅力的な農産物や特産品、また、観光資源などを全国の方々に知っていただくとありますが、次の件について伺います。①具体的にどのように取り組まれるのか伺います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの座間味議員の質問について説明いたします。

現在のこども広場エリアは、先日撤去しました木製デッキが境で、その箇所から西へ三角の敷地の範囲で、2,293㎡です。イベント広場範囲が整備されると、現在のこども広場エリアの範囲は木製デッキと滑り台のあった箇所となり、1,523㎡となるため770㎡の面積が縮小します。しかし、イベント広場を設置することで、芝広場を活用することができるので、子供たちが安全に遊べるスペースが拡大いたします。

それでは2番目の今後の新たな子供の遊び場についてのご質問にお答えします。イベント広場の西側に遊具等を設置して、総合的な遊び場とする計画です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 座間味 薫議員のご質問にお答えいたします。

村長施政方針について、①自主財源確保についてのご質問にお答えいたします。インターネットを經由したふるさと納税返礼制度により平成28年2月精算分で村商工会を通じ総額2,800万円余の特産品等を村内事業所から購入し、全国の寄附者宛に送付いたしました。

これからも継続して、新たな特産品の掘り起こしと返礼品の品質確保に努めてまいります。県外の寄附者から「この時期にスイカが食べられるなんて知らなかった」などの声が寄せられており、返礼品の送付により特産品の認知度を高め、県外市場等での新たな購買層の獲得につながっていくことを期待しております。

寄附件数、寄附額ともに東京在住者がトップということもあり、東京都内で実施されるふるさと納税のPRイベントへの参加も検討しております。今後は、特産品の返礼のみならず、寄附者に今帰仁村へ来ていただく取り組みを強化してまいりたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 1点目の運動公園内の子供の遊び場についてでありますけれども、今回、一般質問の初日にお二人の方が運動公園について質問をいたしておりますけれども、内容的に重複するところもあろうかと思いますが、丁寧にご答弁いただきたいと思っております。

まず初めに、①の子供広場の面積についてでありますけれども、昨年、老朽化により危険だということで、ウッドデッキが撤去されましたが、それに伴い、本来子供広場という用途でつくられたはずの広場が、かろうじて東屋と乳幼児用と思われる小さな滑り台と小さなブランコが1点ずつあるだけの、何とも寂しい状況になっております。加えて今年度、イベント広場の整備が予定されるということで、ますます子供ののびのびと走り回れるスペースが少なくなるのではという懸念から質問させていただいておりますけれども、決してイベント広場に反対というわけではございません。多くの村民が活用できる施設で、現在行われている今帰仁の主要イベントであります総合まつりやマジックアワーRUNなどに加え、さらに新たにイベントがふえるのであれば、村内の活性化にもつながりますし、人も集まるということで、逆に賛成であります。

18年ほど前になりますか、村営体育館で南こうせつのコンサートを開催したことがございました。多分、体育館のこけら落としだったのかなと思っておりますけれども、そのときは村内外から約2,000名の方々が訪れ、大いに活気を呈したこともございました。たくさんの椅子を何箇所かの公民館からかき集めまして、それでも足りなくて立ち見の状態の人まで出してしまったということで、当時の助役にお叱りを受けたのを覚えております。今回、屋外ステージが常設されるのであれば、大いに観客も呼び込めますし結構なことだと思っております。しかしながら、もしそれが年に何回かしか行われないイベントを行うための広場をつくるために、子供のための広場が狭められることになるのであるなら、疑問が残るところもあります。ただいまの答弁で770㎡、約200坪ちょっとぐらいの面積が縮小されるということですが、ステージ

につきましても、これは木製になりますか、それともコンクリートになりますか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時38分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時39分)

与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 11番座間味議員の質問について説明いたします。

ステージの床の部分につきましても、コンクリート部分になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 そのイベント広場といいますか、一般質問の初日に8番議員の質問の答弁にもございましたけれども、改めてですね、この間も聞きはしましたけれども、どのようなイベントを想定してつくられるものなののでしょうか。また、そもそもですね、今回の施設強化事業がイベント広場になった経緯ですね。村民の要望等を広く集約されて決定されたのか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質問について説明いたします。

そもそも今の広場、イベント広場といいますのは、従来、体育館の前の埋め土されておりました池の跡地の活用が全くされていないということで、庭石が変則的に突き出ていると。子供たちに安全な遊び場になっていないということも兼ねながら、そしてイベントにつきましても、15日に話しました教育長から答弁がありましたけれども、マジックアワーRUN、そうしたいろいろな行事等ということがありましたけど、ノルディックウォーキング大会、沖縄オープンゴルフ大会、そしてディスクゴルフ大会ですか、県高校駅伝、中学校駅伝、そして防犯駅伝とかですね。たくさんの活躍する場所があるんですね、運動公園につきましても。そして今回の広場におきましても、各種団体の野球大会とか、いろいろな大会につきましても、職域野球大会ですね。そういったもろもろが来た場合に、子供たちがこの広いステージ前の芝広場で、しっかりと安全に遊べる場所でもあるのではないかとというふうなことで考えております。そういった活用を目的にして、現在使われていない、活用されていないところを活用していこうという考えであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時42分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時42分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 座間味議員のご質問についてお答えします。

少し答弁漏れでありますので、まずですね、村民の要望につきましても運動公園の基本計画が平成7年度に策定されております。その中にですねイベント広場の設置が記載されておまして、今回、平成24年度から一括交付金で計画しております機能強化事業の中に盛り込まれている関係上ですね、それを村民の要望をとったわけではございませんが、計画に載せさせていただいております。遊具等につきましても、遊具の設置もたくさんの村民、保護者、子供たちの要望がたくさんございますので、その計画も、盛り込みまして、平成29年度までに遊具等も設置をする予定でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 計画に盛り込まれていたからということですがけれども、これは誰が計画に盛り込まれたのですか。その一括交付金を出したところが盛り込むのか、それとも教育委員会が盛り込まれたのか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時43分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時44分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 平成24年度から平成28年度にかけての運動公園機能強化事業に、教育委員会で計画をいたしました。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 教育委員会が計画したということですがけれども、施政方針の中にもですね、村民が気軽にスポーツを親しんでもらうための環境づくりに積極的に努め、スポーツ推進委員や村体育協会及び総合型地域スポーツクラブナスクと連携を充実させてまいります。とあります。せめてですね、これは管理運営をしているナスクと相談すべきだったんじゃないかなと思いますけれども、そのころにナスクがあったかどうかはわかりませんが、今回のステージをつくる時にですね、一言でも相談されたのか、話をされたのかと。実際に運動公園を管理していて、どういうのが必要かとか、ここにこれをつくったら安全であるとか危険であるとかというのは、彼らのほうがずっと把握していると思うんですよ。それも含めて話し合いなどは持たれたのか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時45分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時45分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 この運動公園機能強化事業につきましては、各担当レベルで計画を進めておりましたが、その担当がナスクと協議したということは、ちょっと把握をしておりません。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 やってほしかったと思いますけれども、去る日曜日になりますけれども、子供広場に行ってみました。そこには小さなお子さんを連れた二組の親子が遊んでおられました。二組とも母親は一緒ではなくて、多分、普段は母親より子供と接する機会が少ないお父さんが、たまの日曜日にですね、子供との触れ合いを求めて来られたのだなということ勝手に想像いたしましたけれども、今回の施政方針の中にもですね、遊びを実践し乳幼児期における「愛着形成」や「自己肯定感」の育成とあります。非常に大切なことだと思いますけれども、保育園や幼稚園、学校だけでなく普段から一番身近にいる親子の触れ合いも遊びを実践して愛着形成や自己肯定感の育成にもつながるものだと思いますけれども、昨今、親子がですね一緒に過ごす時間がだんだん減ってきているそうです。平日ですと一日3時間、休日ですと5時間半。それからしましてもですね、親子の触れ合いの場をもっと充実したものにするべきだと考えておりますけれども、教育長いかが思われますでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの座間味議員のご意見はもっともでございます。やはり幼児教育の根

幹は保護者との触れ合いの中から生まれてくると思います。しかも保育園、それから幼稚園の中でも遊びを基本としてコミュニケーションとか、さまざまな学習機会が設けられておりますので、この遊びの中で体を鍛えながら親子の触れ合いを通して活動していくことが望まれております。これはもうまさしくおっしゃるとおりでございます。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 そうなんですよ。この触れ合いが大切だと思っております。先ほどの答弁です、芝広場を活用することができるので、子供が安全に遊べるスペースが拡大しますとありましたけれども、現在の子供広場を見ますと、車道との境界が芝が生えているかないかだけの違いです、車の出入りを制限するものもございません。また、野球場や公園利用者の車も駐車されているためにですね、子供の飛び出しなどが危惧される状況かと思っておりますけれども、とても安全に遊べるスペースになっているとは思えません。今回予定されているイベント広場は、子供広場と隣り合わせになるかと思いますが、そこはフェンスで囲まれる予定はありますでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問の中で、フェンス等の設置についてということですが、イベント広場と子供広場についてはフェンス等の境界は現在計画はされておられません。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 安全の面からもですね、絶対にフェンスで囲むべきだと思っております。前向きに検討いただきたいと思っておりますけれども、そこで子供広場とはちょっと私のニュアンスでは異なったものだということで一般質問に出しましたけれど、②の今後新たな子供の遊び場（公園等）についてでございますけれども、先ほどの答弁でイベント広場の西側に遊具を設置して、総合的な遊び場にするとのことでしたけれども、西側とは現在のこの三角の敷地のことでしょうか。また、そこはイベント広場と同時に完成なのか、時期的には違うものなのか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 座間味議員がおっしゃるとおり、この三角形の地帯をこの子供広場の遊具の設置場所と考えております。この整備の時期につきましては、イベント広場が平成28年度の整備になります。そして平成28年度内にはこの遊具等の実施設計を行う予定ですので、遊具等の設置及び完全な完成につきましては平成29年度となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 今回の質問です、私は今後、新たな子供の遊び場ということで質問いたしておりますけれども、残念ながら同じ場所だと。三角になっている部分だということですが、その答弁に対してですね、本当に1行ちょっとの文言で「イベント広場の西側に遊具等を設置して、総合的に遊び場にする計画」とだけありました。ちょっと乱暴だなと思いましたが、ただ、その敷地に遊具を置けば済む問題ではないと私は思っております。狭い敷地にですね、いくら遊具がたくさんあってもですね、伸び伸びと遊べないのであれば何の意味もないのかなと感じておりますけれども、そこでその三画地帯を道を挟んで向かい側に広い土地がありますよね。今すごい、多分あれは漁港の浚渫の砂。

ちょっと休憩してよろしいですか。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時52分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時54分)

11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 その砂山ですね。今、経済課長からも説明がありましたけれども、その場所は常にですね、砂場の置き場所として活用されるのか。結局、漁協がですね、また砂がたまってきたら浚渫しなければいけないわけですよ。そしたらまた今回と同じようにすごい大きな山をつくらなければいけない。その運動公園はその残土置き場になっていいのかという疑問もあります。経済課長に伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質問について説明いたします。

今回につきましてはですね、運天漁港の浚渫工事に際して、古宇利の村有地であるとか、村内の村有地、残土置き場等をいろいろ調査をしました。その関係で教育委員会と協議し、その残土につきましては各字の地域の水たまりであるとか、そういったものを防ぐのに活用できるので、その間、運動場の修理とかですね、学校の運動場の整備などにも活用できるので、新たな残土置き場が見つかる間、置かせてほしいという協議の中でやっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 ただいま経済課長のほうからも説明がありましたけれども、その場所がですね、新たな遊び場の候補地にはならないんでしょうか。非常にもったいないような気がいたしております。答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 現在進めております運動公園機能強化事業の遊具等の設置につきましては、これからの基本設計でございますので、そこも検討しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 現在ですね、北部12市町村の中でですね、多分、運動公園を除くと公園としてつくられていないのが今帰仁村ぐらいなものかなと思っております。村では多様な需要に考慮した子育て支援施策を推進し、今後とも支援の拡充と質の向上を図り、安心して子育てができる環境づくりに取り組むとしております。経済的な支援だけでなく、あわせて子供を伸び伸びと育てることができる住環境の整備も優先されなければならない子育て支援の一つだと考えますけれども、あと、もう一つ聞きたいのが、ピッチャーマウンドがありますよね。すごく膨大な土地が今、投球練習場のプルペンとしてつくられたんですかね。そこは今、多目的広場なんでしょうか。現在何に使われているか伺いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時58分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの座間味議員の質問についてお答えします。

今、投球練習場、いわゆるプルペンがある場所については、一帯的には多目的広場なんです、その投

球練習場につきましてはブルペンという形で活用するというので設置をいたしました。ちょっと屋根が台風等で飛んでいますので、それもまだ修理はやっておりませんが、今後、さまざまな事業等で修繕をして利活用を図っていきたいという考えでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 ブルペンということではありますけれども、かなり前からあれは問題視されていますよね。風が強いから屋根つけてもすぐ飛ぶんだと。前の課長のときにも話がありましたけれども、そのたびに外しているとかという話がありましたけれども、費用対効果もろもろ考えてですね、このブルペンが必要なのかもちょっと疑問になりますけれども、あの広大な土地であればですね、駐車場も完備できますし、フェンスで囲めば芝を植えて、木陰をつくりベンチを置くだけでも、私は遊具をたくさん入れればいい公園になるかといったら、別段そうじゃないと。ただ憩いの場になればいい公園になるかなと思っております。

公園の整備にはですね、やはり費用もかなりかかりますし、今回の議会に提出されました「うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の改正案に、未来を担う子どもの育成及び子育て支援に関する事業」ということで、改正案が提出されております。まさに、ふるさと納税はそういうことにこそ使われるべきものだと思っております。今年度は無理でも、近い将来に向けて新たな公園の設置を検討すべきかなと思っておりますけれども、今現在ですね、今帰仁村に住まわれている若い親の意見でございますけれども、これは今年に入ってだけなんです、3名の方からですね、今帰仁村は住みやすいけれども、子供を遊ばせる場所が少なすぎるという話をよく聞きます。運動公園だけでなく505線沿いにも幾つかあれば非常に住みやすい今帰仁村になるかなと思っております。教育立村を自負いたしております我が村今帰仁村であります。加えて、誰もがうらやむ子育て支援立村になりますよう、期待いたしまして、次に移りたいと思います。

2の村長施政方針についてでございますが、ふるさと納税返礼制度について、昨年10月17日から返礼制度を導入して、その結果は歴然でございます、想定以上の寄附が寄せられております。今回の結果について、県内では名護市に次いで2番目の寄附額の多さということからしましても、今帰仁村への注目度の高さが伺えるものだと思っております。現に、今帰仁村の返礼品の取り組みに注目が集まりまして、商工会には他市町村より先進地としての視察の問い合わせが寄せられるほどになってきております。しかしながら、決して本土では知名度の高くなかった今帰仁村が今回の結果につながったのは、もしかすると、ただ単にですね、他の市町村がふるさと納税の受け皿が不十分であったために出遅れただけであったのかもしれないし、今帰仁村当局や商工会が先行して取り組んだ今帰仁村の先行者利益が大きかった可能性も否めないところもあろうかと思っておりますが、村長の見解を伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたしたいと思っております。

ふるさと納税返礼制度、ふるさとチョイスであります、これは議員からお話がありますように、昨年の10月17日からスタートいたしました。非常に予想外というか、特に年末年始はびっくりするほどの納税の申し込みがありまして、うれしい悲鳴を上げたところであります。その中で、特に県内ですが、ほかの

市町村より先駆けてやったというのもあると思いますが、それが始まる前に商工会と行政、役場と観光協会が連携をとってですね、ある意味では万全な体制で取り組んだというふうに理解をしております。

そしてもう一つは、今帰仁村の特産品が非常に豊富であったというふうにも認識をしております。特にスイカとかマンゴーとか、和牛ですね。そして、今帰仁村の非常に自然が美しいという中で、これがやっぱり全国的にうけてですね、どんどんふるさと納税者がふえたというふうに思っております。

その中でですね、やっぱり平成28年度はどうするかというの今考えているところであります。きのうですね、それにかかわった大関さんが見えていましたので、ここで油断することなくいろいろな提案をしてほしいと。結構、全国の状況を非常に知っていますので、そういう提案をやってくれば、前向きにどんどん取り入れていきたいというふうなお話がありました。そして大関さんからは、今帰仁村に移住というか、事務所も開きたいということもございましてですね、そういう意味ではそれも予想外のお話であります。しっかりと取り組んでいきたいというふうに思いますが、その中でですね、私が一番心配しているのは、クレームの対応というか、これはしっかりとやらないといけないということだというふうに思っております。そして新たにですね、今帰仁村に来てもらうという一つの商品をですね、商工会、観光協会と連携をしてつくっていききたいというふうに思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 村長のおっしゃるとおりでございますけれども、これから先ですね、他市町村も今帰仁村の事例にならい取り組みを強化していくことが予想されます。今年度以降、平成27年度と同額、あるいは同額以上の寄附が寄せられるという確証がない以上、一昨日の上原議員の質問に、村長は「油断せずに取り組む」とおっしゃっておられましたけれども、今回の結果に満足することなく、常に危機感を持って取り組む必要があるかと思っております。さらなる寄附金増に向けてですね、ふるさと納税に特化した新たな商品開発や特産品の発掘のためにですね、商工会や生産者、そして観光協会などと今後の新たな展開について、さらに緊密な連携を今まで以上に持つべきかと考えますけれども、改めて伺いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時08分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時08分)

與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったようにですね、新しい商品開発、特産品をどういうふうにして掘り起こしていくかということ。そして返礼品の品質向上に努めるということ。そしてですね、一昨日も一般質問がありましたけど、地方創生の先行型によりますとですね、都市の部の女子大学生のアンバサダー事業。その中でですね、いろいろな提案があるわけです。これぐらい分厚い提言書があります。これはまだ正式ではありませんけど、それをしっかりと精査をして、すばらしい商品を開発してですね、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。その中で、まずは先ほども議員からありましたけど、油断せずというか、たまたま今帰仁村がほかよりも先駆けたということだけではですね、これは平成28年度もおぼつかないところありますので、しっかりとやっていきたいというふうに思いますが、その中で先ほど「今帰仁村う

るおいと安らぎのあるむらづくり応援寄附条例、これはやってみないとわからなかったわけです。というのは、それをある一定の期間、6カ月ぐらい経過した中ですね、やっぱりこの条例を改正したほうがいいというのがありますね、今議会に提案しているわけでありますが、その中で一番、未来を担う子供の育成及び子育て支援に関する事業というのを一番持ってきました。これはありませんでした。

それともう一つはですね、美しい自然環境の保全と地域資源を生かした観光むらづくり及び地域産業の振興という中で、自然環境を守るということが強調されてですね、これに大分偏って、偏るといってそこに集中したわけ。ですから、それをどういうふうにしたほうがいいかという中で、この2番目の一つの条項をですね、自然を守りながら観光振興を図るということですね、ふるさと納税者の意思というのか、気持ちを受けとめて、今後ふやせないかなという、非常に思いがあります。だからそういう意味ではですね、これは村長にとっても村民にとっても非常に大事なふるさと納税です。何か提案されると「お金がない」というふうな形でやってきましたけど、今回のこのふるさと納税ですね、やっぱりある程度のもんはできると。今回の3月議会にも提案されているものもできるわけです。議決されればですね。だから、そういう意味では、このふるさと納税にもっと力を入れて、今帰仁村のあらゆる施策に生かせるように頑張っていきたいと、このように考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 村長がおっしゃるとおりですね、その寄附者の皆さんに、何に使ってほしいかということやると、やっぱり地元の本来の要望といいますか、本当の意味での何に寄附してほしいというのは関係なくして、沖縄と言えば海があって自然があってということですので、私の寄附金は自然の保護に使ってほしいということで多くなったのかなと思っておりますけれども、そうだからといって、やたらと木をたくさん植えるとか、年中海の掃除をするわけにもいかないわけでごさいます、今回の条例改正はよかったなと思っておりますけれども。

ふるさと納税のもう一つのいいところはですね、今回、寄附件数だけでもかなりの数の農産物が返礼品として全国各地に発送されております。それだけでもですね、今まで知られなかった特産品が脚光を浴びることになったと思っておりますけれども、そのことで今帰仁産品が返礼品としてだけではなく直接生産者から購入する件数もふえてきて、所得向上にもつながる可能性が大いに期待できると思っております。

あと、ふるさと納税は、これまでなかなか税金で賄えなかった新たな住民サービスに着手することができ大切な財源だと思っております。そのためにも、いかにして今帰仁村へのリピーターをしっかりとふやし、ファンを大切にしていかが課題となってくるかと思っております。商品の安定性は当然ながら味が違うとか、商品が届いたが味がおかしい、一定でないなどの苦情が出ればですね、リピーターがいなくなるのは火を見るより明らかです。新たな観光メニューの発掘や返礼品の品質の向上を図り、寄附者の方々を常に今帰仁に引きつける魅力的な商品開発に特化した取り組みを強化していただけますよう、期待いたします、最後に村長の見解を伺って終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃったとおりでありまして、この制度をうまく活用することが今帰仁村のいろいろな意味での活性化につながっていくというふうに思っております。その中で、やっぱり何に使ったかというのも非常に大事なことでありまして、まだその辺が少し遅れていますので、このふるさと納税の活用についてです、多くの皆さんの意見を聞きながら、それを活用して今帰仁村の活性化、また特に子育ても含めて活用していきたいなど、そういうふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時15分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後 2 時32分)

次に、玉城みちよ議員の発言を許します。7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 皆さん、こんにちは。議長の許可をいただきましたので、議席番号7番玉城みちよ、一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に一言、3月は涙と笑顔の別れの季節。村内において今帰仁中学校及び県立北山高校にて卒業式が行われ、多くの生徒がそれぞれの思いを胸に夢と希望に向かい、新たな一步を踏み出しました。そして3月11日は世界をも震撼させた東日本大震災から5年が経過し、犠牲になられた多くの方々のご冥福と、一日も早い復興を願い、我々の議場内でも黙祷を捧げました。さらに北部の有志団体で構成された「3・11をやんばるから考える会」主催の追悼イベントとして、「3・11メモリアルサービス～絆～」と題し、東日本大震災の教訓から自分たちの地域の防災について、住民の目線で考える機会と、私たちでできる復興支援の一助となることを目的とし、今帰仁の駅そ～れ横広場にて開催されました。今帰仁村からは湧川青年会、仲宗根青年会、いまじん太鼓、結風女性の会らが運営ボランティアを務め、たくさんの方の村内企業の協力と、寒い中來場いただいた皆様の協力のもと、開催地今帰仁村より温かい心と義援金を送らせていただきます。追悼のキャンドル点灯や舞台鑑賞、また防災についてのパネルディスカッションには振興コーディネーターを新城教育長が努めていただき、パネリストには湧川区青年会代表を初め、消防職員、本部警察署職員、被災地から本村へ移住された保育所職員の4名により、それぞれの立場からの防災について貴重なお話や体験を聞かせていただきました。今回のイベントはやんばる実行委員会が主催ですので、昨年の名護市をスタートに、来年は本部町での開催予定となります。これまでの日常が、突然、非日常へと変わったあの日から5年、私たちの地域でも、いつ起こってもおかしくない地震や津波、台風災害に備えることを忘れず、災害防災に強い村づくり、災害防災に強い人づくりに生かしていければと考えております。今後、村内においては立派な防災無線も整いましたし、防災イベントや訓練の開催は定期的に取り組んで行く必要性を認識いたしました。

それでは、先月通告いたしました3点の質問に入らせていただきます。質問事項1. 医療福祉行政について。病気や障がい、低収入などで貧困の連鎖が自分の意思とは関係なく社会から取り残されていく人たちがいます。私たちの仕事は一番弱い立場の人たちに手を差し伸べ、生存権を保障していくことにあります。生活保護などのセーフティネットの受け皿から漏れた村民、低所得世帯でもぎりぎりの生活で頑張っているらっしゃる世帯への村民の健康と生活を守るためにも、本村独自の支援が必要ではないかと思っております。そこで質問要旨①生活保護の適用外の低所得生活困窮者などの医療を担う無料定額診療制度についてお伺いします。②制度のはざままで苦しむ生活困窮者が薬代を払えず受診・治療を断念することのないよう、重

篤化を防ぐための薬代助成の導入についてお伺いします。

質問事項2. 村広報誌の拡充について。まちづくりが行政主体で行われていた戦後の復興期から、高度経済成長期の自治体広報は、行政から村民へのお知らせを中心に広報誌に載せて周知を図るという、行政実績を残すために一方的な伝達をするというお知らせ型広報になっていました。しかし、地方分権が進展し、まちづくりの主体は住民となり、住民と行政との関係はパートナーに変化しました。そこで質問要旨①住民と行政との共同によるまちづくりを行う時代となった今、行政と住民をつなぐパートナーシップとして重要な役割を担っている村広報誌を、さらに住民ニーズを意識した広報誌の拡充についてお伺いします。

質問事項3. 地方公務員法の改正に伴う人事評価制度について。質問要旨①本村の人事評価制度の導入に向けての取り組みと時期について、お伺いします。これより二次質問は議席より行わせていただきます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 玉城みちよ議員のご質問にお答えいたします。

1. 医療福祉行政についてのご質問にお答えします。①につきましては、誰しものが必要な医療を受ける権利があり、安心して治療を受けることは必要不可欠であると認識しております。ご質問の無料定額診療制度は県の認可を受けて実施されております。制度を実施する病院や診療所の善意事業的要素が強く、生活状況の改善、公的制度につなげるまでの暫定措置を行い、ソーシャルワーカー等の相談員が治療や生活の立て直しを支援することになります。②につきましては、那覇市で平成28年度から実施すると聞いております。無料定額診療を行っている医療機関で診療を受けた生活困窮者を対象に、薬代を助成するとされています。村内及び北部には無料定額診療を行っている医療機関がなく、地域の実情からすると無料定額診療制度を活用して治療を受けることは厳しい現状だと考えます。

しかしながら、生活困窮者が必要な投薬を受けることができず、病気が重篤化する恐れが危惧されます。

将来的には無料定額診療制度導入の促進や薬局制度の整備による生活困窮者の支援が必要と考えております。あわせて、薬代が対象外となる無料定額診療制度の改正についても、関係機関を通して陳情、要請を行っていきたいと考えております。

次に、村広報誌の拡充についてのご質問にお答えいたします。村広報誌「広報なきじん」は各課よりのお知らせや広報担当者が村内行事等取材した記事を毎月1日に発行し、各字区長に村内各世帯への配布を委託しております。

ご指摘のとおり、村広報は役場と村民をつなぐ重要な媒体であり、村民からのご意見を拝聴することで広報誌の充実が図られるものと考えております。

これまで、基本的に8ページと限られた枠でのお知らせや記事掲載でありましたが、平成28年1月より広報誌の重要性と読みやすさを重視し12ページにふやし、記事や文字を大きくして掲載しております。引き続き平成28年度も12ページを確保して村民に対して見やすく読みやすい広報を提供していく所存でございます。

次に3. 地方公務員法の改正に伴う人事評価制度のご質問にお答えします。

①地方公務員法の改正により平成28年4月1日から施行される人事評価制について本村では、県が実施

した研修の受講を初め、規則等の整備、評価者研修、被評価者への説明・周知等を行う準備を進めております。4月からは、評価者・被評価者への研修と並行しまして、目標設定・期首面談を実施してまいります。

人事評価制度の導入・確立により、高度化、多様化する村民ニーズに的確に対応していくための職員の資質向上と人材育成へ役立てていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの答弁にて無料定額診療制度については理解いたしました。低所得者の方を病院や診療所の医療機関が善意で診療を行う制度で、村内及び北部においては実施されている医療機関がないということですね。無料定額診療制度が沖縄で開始されてから5年が経過しました。低収入でも生活保護の対象にならない生活貧困世帯に医療を受ける権利を保障すべく、沖縄医療生協が善意で実施されているのですが、北部から通うには交通面の負担が大きく、また低収入の中から診療代は払っても薬代が払えず治療を断念し、そのまま重篤化という貧困ゆえの悪循環が連鎖する傾向にあります。生活をするのが精いっぱい貧困から抜け出せず、必要な治療が受けられない世帯に対しては、行政も何らかの支援をすることが必要ではないかと考えますが、担当課の福祉保健課長の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの7番議員の質問についてご説明いたします。

必要な診療を受けて治療に専念するということは、病気の重症化を防ぐという観点からも大変重要なことだと捉えております。しかしながら、何らかの理由で生活保護と必要な支援制度から、その対象から漏れたという生活困窮者の方についての対策につきましては、特に必要な診療が受けられる効果的な支援策につきましては、私ども担当課としましても、今後、調査研究をするべき課題と考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん この薬代助成に対しては県内で那覇市が初めて平成28年度から取り組みをスタートさせます。那覇市の福祉政策課担当者に確認しましたら、制度のはざままで苦しむ生活困窮者を救済し、診療を促すための第一段階ですと。これから見えてくる課題に前向きに取り組む姿勢が伺え、担当者を激励いたしました。地方でのこういう制度の拡充が国を動かすという側面を持っています。ぜひ今後、家庭の経済状況を問わず、全ての国民は必要な医療が受けられる権利がありますので、医療面において重篤化を防ぐ課題解決の努力に努めていただきたいと思います。

続けて、村広報誌の拡充について。村広報誌のページ数については理解いたしました。では、村内世帯数が4,239世帯分の数以外に村外、県外、海外への発送部数をそれぞれお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの7番玉城議員の質問に対して説明をいたします。

質問は村外、県外、国外への発送部数でございますけれども、村外が20部ですね、20件です。県外が17件、国外が41件、合計78件の発送を毎月やっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん それぞれの発送部数については理解いたしました。では内容についてですが、

広報は行政と住民をつなぐ重要な役割をされている行政誌です。広報誌の充実により村民は村の方向性や事業を知らされていきます。そのお知らせ広報の時代は終わり、これからは住民参画型広報の時代ではないかと思います。今、大きく取り上げられています子供の貧困対策の問題にしても、子育て支援にしても解決策は、やはり住民の声を聞かないと解決するには難しい問題かと思います。先ほどから同僚議員らが運動公園の広場、遊び場についても質問されておりますが、それらの問題提起を広報に記載し、担当課や担当者としかに会話を交わし、住民とのコミュニケーション能力も養い、住民参画型の広報、自分たちのまちは自分たちでつくろう。関心を向ける意味でも、今後の広報のあり方についてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの7番玉城議員の質問について説明します。

今、提起のありました住民参加型広報という提案でございますけれども、それについては広報担当者が村内の各行事を回っていくと。そういうものを通しながら、また新たなテーマで、今提案のありました問題提起型の広報誌のあり方等々についてですね、参考にさせていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 冒頭でも申し上げましたが、国や県が権限移譲を進めるに当たり、これまで行政主導で行われてきたまちづくりは、今後、主体は住民となり行政との関係はパートナーの時代が変わってきます。今議会において、平成28年度の施政方針が打ち出されましたが、政策決定の過程において問題提起や情報を、広報を使い開示していくべきではなかったかと思います。来月の広報にて、村民はその政策を知らされるわけですから、本村の政策や方針を決定した後の情報提供ではなく、施策をめぐる現状認識とそれに基づく課題を提起したり、計画の中間段階の案などを住民の意見・提案を求めて計画づくりや政策形成への反映を図るなど、住民がまちづくりに参加しているのだという位置づけを意識させる意味においても、今後、住民参画型を取り入れる必要があると思います。住民参画型においてはいろいろなパターンがあります。1つ目はプロセス広報です。例えば、去年は立派な玉城区の公民館が完成し、区民の憩いの場となり重宝されているはずで、その公民館を使い、先月、海外のインド舞踊団が宿泊されました。その利用状況やその公民館が開館に至るまでの状況やご苦労などを掲載することで、住民の関心度も変わってきます。ほかにもガイド型や対面型広報など、区長からの提案コーナーや、また住民の中にはコラムが大好きな方とかもいらっしゃいますので、そういうものを載せることで住民への関心も高まり、さらに選挙権の年齢引き下げにおいても、もっと若い世代が興味を示し、地域づくりの参画にもつながる工夫が必要ではないのでしょうか。各担当課からのお知らせや募集にしても、各課の担当者が工夫を凝らし、村民が興味を示す掲載のあり方や、その月誕生の赤ちゃん情報など、行政のほうに赤ちゃんが生まれたということで申請を出しますよね。その際に、保護者の許可をいただいて、赤ちゃん情報という形で載せていただくコーナーをつくと、その周辺の方が「出産したんですね、おめでとう」という、そのあたりの住民のコミュニケーションまで生まれます。行政目線の広報を住民目線に変えていく方法は幾らでもあると思いますが、広報を充実するという事は、村長の政策を村民に理解していただけるピーアール誌にもつながると考えられます。それにはやはり予算追加と現ページの12ページではなく、さらに拡大・拡充が必要とされますが、今後の広報の拡充について村長の見解をお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

村広報誌の充実ということで議員からいろいろなご提言がございました。そのとおりだというふうに思っております。その中でですね、やっぱり紙面が少ないといろいろなものが掲載できないという中で、今までの広報誌につきましては予算の仕組みやいろいろなことがありまして、ずっと予算を減額してきましたけど、これではいけないという観点からですね、1月から紙面をふやすということでありまして。それをふやすことによってですね、村からの広報、村民に対する伝えたいこと、そして村民の声も取り入れられるというふうに考えて紙面をふやしたわけでありまして。その中で、従来は村からのいろいろなお知らせだということに対して、今後はやはり村民目線だということについては、そのとおりだというふうに理解はしております。その中でですね、いろいろな記事を載せる場合でも特集というか、また村民の声の欄とか、そういうことをまず手始めにやってみたいなというふうに思っております。そして、もう少しページ数をふやすかについてはですね、今後、課長会等でも検討してですね、ほかの市町村の広報誌の状況を見ながら充実を図っていききたいと、このように考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ぜひ行政目線の広報を住民目線に変えていただきますよう、お願いいたしますして次の質問にいきます。

人事評価制度について。今年4月施行の改正地方公務員法は、自治体に人事評価の導入を義務づけており、評価の方法や給与に反映するかどうかは各自治体の判断に委ねると示されています。先日の歳入予算の質疑の際に、同僚議員からの質疑に答えていただき、また村長からも先ほど評価者、被評価者への研修と並行して人事評価を目標設定、期首設定を実施していくとの答弁がありました。そこで、今までにないことを手掛けることは大変だと思いますが、どのような方法で評価を行うのか、評価の手法について詳細な答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの7番玉城議員の質問についてご説明いたします。

人事評価の狙いというものは、これからの住民ニーズに合った、より高い能力を持った公務員の育成というものと、組織全体の士気高揚、公務効率の向上というのが目的でございまして、まず、具体的には2つの人事評価がございまして、まず1点目は、能力評価ということで、能力評価と申しますのは、職員が職務上精励されて、この行動を通じてどの程度の能力、いわゆる一般的に言うとスキルアップしたかという評価ですね。もう1点目は、業務評価ということで、職員が果たすべき目標設定をまずしていただいて、その目標をどの程度達成したかという2つの評価がございまして。それぞれについては、ご指摘のとおりこれからですので、研修を積み重ねながらやっていきたいということを今考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 人事評価を行うに当たって、何らかの評価基準に基づいた評価がされるかと思いますが、評価に対して、今後職員からの不服申し立ても出てくることも予想されますが、その場合の対応について答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問に説明いたします。

要は評価する側もされる側も、コミュニケーションというんですか、それは非常に大切なことで、また評価する側にとっても初めてのことでですので研修を重ねていくと。今、ご指摘のとおりですね、被評価者に対して、またヒアリングも実施していきますので、その辺はまた評価に対する不服申し立ては大切なことではないかなと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 不服申し立ての対応については理解いたしました。では、上司が部下を、部下が上司を評価することになると思いますが、相互の信頼関係がないと大変難しい取り組みになるのではないかと危惧しています。評価制度により職員の士気の高揚、公務の能率向上が図られ、あわせて職員同士の常日ごろのコミュニケーションや気遣いができる余裕が持てていることも重要ではないかと考えています。人事評価はする側もされる側も相当な時間と労力を必要とするものでもあります。評価による業務が過大にならないよう、評価項目や様式の簡素化を検討しなければ、職員本来の業務にも支障が生じるのではないかと考えますが、その点はどのように考えているのでしょうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問についてご説明いたします。

確かにですね、この職場環境が悪くなっていくような評価のあり方とかというものが課題ですので、その辺がないようにですねコミュニケーションは非常に大切だと思います。そういう中で、一番重要な研修というものを深めながら、また、この評価自体が4月1日から始まりますので、いきなり待遇、処遇というのを実施するというのではなくてですね、徐々に徐々に研修も重ねながら、ゆくゆくは人事評価と、人事待遇とかそういう部分まで踏み込んで行くという段階をとっていくというスケジュールでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 評価制度と並行して研修への参加等のお話がありましたが、昨年から申し上げていますように、職員の資質向上と人材の育成はむらづくりの根幹をなすものと考えております。昨年の市町村アカデミーの研修メニューを見ましても、「人事評価の運用」と題し研修が行われています。今後、職員の育成のためにも県外研修、市町村アカデミーへの積極的な職員派遣、もしくは義務づけの考えがあるのかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

平成28年度から人事評価制度が入るわけですが、先ほどからありますように、これを理解するというか、される側もやる方も。それには時間がかかるというふうに認識しております。その中で、先ほどから総務課長からありますように、いろいろな研修に参加する。特に県が主催する研修には積極的に参加させていきたいというふうに思っております。そしてその他の研修につきましてもですね、東京とかいろいろなところがありますね、アカデミーとか。平成28年度からは県庁に1人職員を研修に行かせます。そういう意

味ではですね、やはり職員の資質の向上を図るというのが最も大事なことだと思っておりますので、これからは職員研修、県内県外含めて積極的に研修を受けさせるように努力していきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの村長の答弁で研修への前向きな参加意思の答弁をいただきました。今後市町村では地域の実態を踏まえて、みずからの判断において地域の諸問題に取り組む責任が課せられてきます。行政が果たす役割が大きく、知恵と工夫が必要とされる時代です。今後、行政の中でも今帰仁村が直面する諸課題を的確に把握し、分析できる職員の能力向上や管理職の育成がこれからの今帰仁村をつくり上げていく重要なポイントになってくるかと思われます。村民のニーズに応え、大きく変化する時代に対応できる職員の男女平等の人材育成の研修を求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後3時04分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時16分)

次に、久田浩也議員の発言を許します。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時16分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時17分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 平成28年第1回今帰仁村定例会において、さきに通告してありました3点について質問いたします。

まず1点目の県立農業大学校誘致についてでございます。

県立農業大学校誘致はですね、今帰仁村の成長に向けた人材の強化や、そして地域活性化にとって重要であると再認識をしているところであります。誘致候補地は県の要望する面積をほぼ有し、畜産試験場等も近接するなど、大学の立地も含めて大きなポテンシャルを十分持ち合わせていることはご承知のとおりだというふうに思っております。農大移転問題に関する情報が錯綜する中、私なりに検証も踏まえ、そしてきょうは提言を交えながら次の点について質問をいたします。①去る3月2日の新聞報道を受けて読み取れる課題検証と見解について。そして②点目の村長の掲げる重点施策と大学校誘致との整合性。③点目の農大の立地に伴いさまざまな分野での波及効果が期待されるところでありますけれども、今後の県関係機関への取り組み。

2点目の旧梯梧荘跡地について。

①これまでの企業との進捗状況と今後の方向性について伺いたいと思います。

3点目の旧古宇利小学校跡地訴訟について。

①これまでの裁判の経過、経緯、そして今後の流れについて。②村当局の正当性を伺いたいというように思っています。明確な答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 久田浩也議員のご質問にお答えいたします。

県立農業大学校誘致についての1のご質問にお答えいたします。県立農業大学校の誘致に関しましては、昨年12月15日に県立農業大学校誘致に向けた村民総決起大会を開催しましたところ、300人余の村民の参加を賜り誘致に対する村民の熱い思いが沖縄県に届いたのではないかと思います。

また、今年2月8日には、県農林水産部の農業振興統括監より、これまで5市町村6カ所の候補地の中から1市2村の3カ所に絞り込みが行われ、その中に本村候補地が残っているとの説明がありました。

ただ、統括監の説明の中では、3候補地の順位や本村候補地の具体的な課題についての言及はございませんでした。

候補地選定について県庁内の財政部局との調整が続いているとのことでありました。

今後の誘致対策につきましては、県当局より誘致に関して本村の候補地の具体的な課題が示された場合、本村課長会等で議論し課題改善策等を立案し、県に対し丁寧な対応をしていきたいと考えております。

②の重点施策と大学校誘致との整合性についてのご質問にお答えいたします。本村の重点施策に地方創生の推進があります。

地方創生の基本的な考え方は、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立にあります。「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すことでもあります。

県立農業大学校が村内に立地することで「しごと」が創生され、教職員の就労、生徒70名の定住による「ひと」が創生され、同校の卒業生による新規就農者が生まれ「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環により村の活性化が図られ「まち」が創生されていくものと考えられます。

③今後の誘致活動に対しましては、これまでも県知事を初め副知事、担当部長及び関係者への要請活動を重ねておりますが、これからも村議会や村民とともに連携しながら県関係機関へ要請行動をしていく考えであります。

次に、旧梯梧荘跡地についてのご質問にお答えいたします。

平成27年11月までの進捗状況につきましては、12月定例議会にて一般質問に答弁したとおりで、景観委員会が2回開催され12月14日に景観委員会会長より審議結果の答申を受けて、12月25日には、オリオンリゾート開発株式会社と景観委員会の審議結果について調整を行っております。

また、埋蔵文化財の試掘調査については、平成28年度も引き続き遺物包含層の範囲も含めた詳細状況を、更に把握するために試掘調査を継続して実施していく計画となっております。

更に、3月11日にはオリオンリゾート株式会社と個別課題についての確認調整を行っており、今後も基本合意に向け継続調整を行ってまいります。

次に3. 旧古宇利小学校跡地訴訟についての①裁判の経過、経緯、今後の流れについてのご質問にお答えいたします。

平成25年3月に閉校した古宇利小学校跡地に残る個人所有地については、平成27年9月18日に土地所有者（原告）から那覇地方裁判所名護支部へ、建物収去土地明渡等請求事件として訴状が提出され、同支部より本村へ第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁催告状が平成27年10月7日に届きました。

本事件の請求概要は、当該土地に建設されている校舎を撤去し、明け渡すことと、閉校の翌日（H25、

4. 1) から訴状提出目前 (H27. 8. 17) までの期間及び訴状提出の翌日 (H27. 9. 19) から土地明渡し日までの期間の損害賠償金を求める内容となっています。

本村 (被告) としては、平成27年10月23日に名護市内に法律事務所を構える弁護士と委任契約をし、相談・意見交換・資料提供等を行い、被告代理人弁護士として対応していただいております。

経緯としては、平成27年11月2日に当該事件の答弁書を裁判所へ提出し、同月11日には本村代理人弁護士から準備書面 (訴状の請求の原因に対する認否) を裁判所へ提出しました。

その後、同月13日に第1回の口頭弁論が行われ、裁判所より和解を試みるため、これまでの交渉経過を確認しました。

平成27年11月27日第2回弁論が行われ、当該土地の鑑定評価についてと使用貸借の終了について等々が議論されました。

平成28年1月12日に第3回弁論、平成28年3月1日に第4回弁論が行われ、次回は平成28年4月19日に予定されています。

②村当局の正当性は。についてのご質問にお答えします。

当該訴訟については、訴訟以前の平成25年度当初より交渉を続けてきました。学校跡地の個人所有地4筆の鑑定評価を実施し、それに基づき土地所有者に対して、土地の買上げの案と賃貸借契約の案を提示し、話し合いをしてきましたが、提案に同意が得られませんでした。

また、村有地との交換を提案してきましたが、村有地の鑑定評価額にも同意が得られず、さらに学校跡地と村有地の両方を相手方の指定する土地鑑定事務所に依頼し、鑑定された評価額と当初鑑定した評価額の平均値での提案も受け入れられず、その後に訴訟に至りました。

まだ係争途中でありますので、村の正当性についての見解は控えさせていただきます。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 1点目の県立農大、移転の問題でありますけれども、この件につきましてはですね、私どももう6年前から誘致提言をしてまいりました。本当に毎年これは年々期待度が高まるというか、村の機運も高まってきている状況ではないのかなというふうに思っております。現に昨年、12月15日に、答弁にありますとおり農大誘致に向けてですね、村民総決起大会が2回開催されたということは県内においてもですね、非常に類を見ないという新聞記者からのお話もありました。実行委員長、村長初め関係各位、本当にこれに対しては評価をしたいと、率直に思っております。そこで、300人余りの村民の参加を賜ったということで明記しておりますけれども、4~500人はいたのではないかなというふうに私は読んでいますけれども、そういう数字というものは非常に大事ですね、やはりお互い過大評価という点もあろうかと思えます。例えばですね、政治家でありますので、総決起大会は大体サバを読むのが通例でありまして、その辺を300人と、400人と500人いうのはかなり感受性が違ってくると思うんですよ。その辺もですね、一つのメッセージとしてとるべき行動ではないのかなというふうに思っております。それでですね、3月2日のタイムスの報道がありました。当然、目を通されていることと思っておりますけれども、まず、この報道を見てですね、ある意味で序列、8番議員からも初日に一般質問がありましたけれども、これは3位ではないのかなと。この序列の問題ですね。そして、当然これは農水部長のコメントが載っております。

すけれども、まず率直にですね村長、この3月2日付のこの新聞報道についてのインスピレーションというんですか、まず受けた率直な感想をですね、まず答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

今年の2月8日にですね、県農林水産部の農業振興統括監がお見えになってですね、6カ所から3カ所に絞って、その中に今帰仁村が入っているということの報告がございました。その中で感触というのはですね、私は順位というか、序列というのは全く感じておりません。例えば議員がおっしゃったように、まず3番じゃないかとかいうのがございませんでした。ただ、この6カ所に絞られたときに、新聞報道とかの中には少し外部検討委員会の話とかはありましたけど、私はそれは全く今回の報告では感じませんでした。ただ1つだけ大事なのはですね、いろいろ調整はある意味では何というか、農林水産部内での課題とか、こういうのは結構進んでいると。だけど、財政部局との調整が難航しているということなんですよ。それに対して私は、お金がかかり過ぎるとか、例えば役場内でも、もっと縮小してくれとか、そういうのがありますよね。だから私は場所がどうのこうのという前に、少し金がかかり過ぎるんじゃないかというのが財政当局から出ているんじゃないかと。これは統括監からも、誰とは言えませんが県庁に電話していろいろ聞いているんですけど、財政だと。財政部局との調整だということがあってですね、最終的には三役と知事が決めるわけですが、まだそういうのがクリアされてなくて、知事も決断できないのではないかとこのように判断をしております。2月8日の報告の中では、私は別に順位とか、そういうのは問題はありませんでした。付け加えますと、ちょうどいい機会でしたので、本村の優位性というか、今帰仁村は農業が盛んな村だし、それに対してはやっぱり今帰仁村が一番いいんじゃないかと。そういうことは相当詳しく言いました。というのはですね、もう県庁へ行っても正式に会ってはくれないんですよ。もうこれは公平性があって、今帰仁村だけ会うとか、そういうことはできないという感じがあってですね、なかなか難しいと。ただどこかで、ほかのいろいろな会合の中で会うとか、そういうのは当然可能ですけど、要請行動についてはですね、非常に慎重になっているというふうに受けとめております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいま村長から答弁がありましたが、非常にこれはポジティブな考え方だというふうにとめて安心しました。これも受けとめ方によっては、この報道のあり方は非常に序列はやっぱり大事ですので、3位なのかなという点と、農水部長のこのコメントの中で、宜野座村松田を選定し、続いて名護市為又、そして今帰仁村という表現ですので。非常にこれに少し私もネガティブになったというのが率直な気持です。

ところがですね、これは3月1日の夕方になりますけれども、知り合いの記者の方から電話がありました。その内容というのがですね、当然、3月1日は県議会が行われて、この農大に係る問題提起を投げかけていたわけですが、その農水部長の答弁においてですね、非常にこれは今帰仁村が最有力候補じゃないかという内容でありました。私は非常にこれに喜びまして、ぜひ内容を聞かせていただきたいということで、これは議事録をとってまいりました。そのやり取りを少し抜粋してやりますけれども、議員のほうから農業大学の改革はどうなっているのかということで、島田農水部長がお答えしております。

「農業大学の整備は、行財政的な側面も考慮して全庁的な施策の中で推進する必要があることから、移転先の決定はしばらく時間がかかる。そして、そのため候補地となっている市町村の土地利用の検討にも支障が生じる恐れも考えられるので、移転候補地となる可能性が高い候補地のみを残すということで、当該市町村に説明に伺った」これは2月8日の恐らく統括監の説明が本村、あるいは関係市町村にもあったかと思えますけど、その後の続きですけれども、「6つの中でどこまで残したか」という問いかけがあつてですね、これに農水部長は、「これまで5市町村、6候補地で検討し、そのうち上位3市町村を候補地と残して、残りの2町村は候補地から落とす」ということで、当該市町村に説明をしたと。そして、じゃあ残したのは、どこを残したのかという問いかけにですね、島田農水部長は真っ先に今帰仁村だと。そして名護市、そして宜野座村ということを明確に言っているわけですよ。そしてその裏づけとなるのが先ほど資料として渡した、この電子新聞なんですね。これはタイムスからリアルに出ている新聞なんですよ。それを受けてですね、村長、序列1位です、正直。そこで翌日2日の報道を見て少しびっくりしてですね、私は。当然、これは記者のほうにクレームをつけました。なぜ議会どおりの報道をなされなかったのかということと言ったら、やっぱりこれは本庁、県庁、担当の記者が記事にしたのではなく、農水担当の記者が記事にして、そういう順序になってしまったと。大変申しわけないということですね、謝りの電話がありました。それで村長、今この電子新聞を見てですね、率直にですよ、前段でタイムスの記事と、電子新聞を見てそういう今の心境をぜひお聞かせください。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えします。

候補地を読み上げるときにですね、今帰仁村、名護市、宜野座村の3市町村に絞ったということについてはですね、これはうれしいことではありますが、北から順序に言ったのかなとも思うわけですよ。そういうふうにも思われるところでもあります。その中でですね、私は相当、今帰仁村のピーアールについてはですね、知事も認めているというふうに聞いております。県庁内でもですね、與那嶺村長は相当熱心だということを担当職員に言っていたみたいです。これは私が聞いたわけじゃなくて、うちの総務課長がですね、その件で電話したら、そういう話があったと。熱心だよということは知事の発言としてあったと。そういうことなんですよ。ですから村民大会も含めて、私が何かをやったという意味ではなくて、いろいろな状況というのを考えた場合に、私はやる気は一番今帰仁村があるというふう認識されているのかなということは考えています。

ただですね、候補地の場所とか、金の問題も財政的なことが出てくると、じゃあ、果たして今帰仁村がいいかというものについてはですね、今後課題が出てきたときには、しっかりと対応していきたいという中で、この課題という場合に、土地の値段とかありますよね。個人有地ですので。これに対しては企業の代表者にはですね、最終的にそういうふうなものが出てきたときは、ちょっと配慮していただきたいということを申し上げたら、それはいろいろ相談しましょうと。幾らでという話ではないんですけど、そういうことは申し上げてですね、ある意味ではいろいろな課題が出てきたときには、それに対応していきたいということと、ごく最近ですが、これを決定する前にですね、地域の課題があれば率直に言うべきじゃないかなと。この3市町村に。今帰仁村はこういう課題があると、優位性があるとか、いうことを言ったほう

が県もですね、後で説明しやすいんじゃないかということは私のほうから伝えていきます。これは知事まで届くかわかりませんが、そういうことですね、今後ともこの農業大学の誘致についてはですね、議員からもありますように積極的に誘致してですね、これができれば、私が常々言っている、1万村民に一番近づくとだと思っておりますので、頑張っていきたいというふうに思います。これは行政だけでできるものではありませんので、行政、議会、そして村民の力を借りてですね、今後とも要請活動をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 村長、喜んでくださいよ。いつも私は怒ってばかりという感じで受けていると思いますが、きょうは提言ですよ。全て提言型にしていこうと思っていますよ。まさに北から順とか言うと思いましたが。ところがそれをですね、強いメッセージとして訴えていくのが村長の仕事じゃないですか。その辺はしっかり頼みますよ。もうこれ以上は言えませんが。それでまさにですね、これは一喜一憂というか、私も喜んで、この新聞を見て少し憂いたりもしました。非常に、まだまだ今村長から答弁がありましたとおりですね、非常にこれはチャンス秘めているというふうに思っております。決して諦めることなく前進していきたいというふうに思っております。

それから今、答弁がありましたけれども、課題が示されたんだという答弁もありますけれども、まず課題を見つけていくことも、示されたらということもありますけれども、課題を庁内で恐らく議論をされていくと思っておりますけれども、まず課題は何なのかということをつきとめることがまず大事だと思うんですよ。そこでですね、この新聞報道を見ても、去年の3月のこれは外部検討委員会のお示しをした方向性なんですよ。それで順序が私はこうなっているという、序列が。というふうに思っているんです。それで先ほど村長からも答弁がありましたけれども、財政的な問題とかいろいろ、当然これはお金がかかることでもありますので、それにとらめっこしなければならないということも重々承知しています。それでですね、農水部長からありましたとおり、行財政的な側面を考慮しながら全庁的に、この施策の中で推進していくという言葉の中でですね、この行財政的なということにちょっと注目したんですね、私。着目して、行財政とは何ぞやということからひもといってみました。これは例えば行政、財政、政治を3つに分断をしましてですね、これは掛け合わせたものだというふうに理解をしています。それからいくと行政的、いわゆるこれは定義はないと思うんですけれども、国、政府、あるいは地方公共団体だというふうに位置づけられております。それで地名を言うとまた答弁しないはずですから、仮にA地区ということに進めていきたいと思っておりますが、このA地区の場合ですね、これはある意味、土地改良区ということでもあります。これは当然、国、県の補助金、補助導入によって整地された場所であるということで、当然、これは目的使用外に当たるというふうに私は認識しております。そしてそのA地区の場合は、米軍のヘリの飛び交う中で事故もあった地域でありまして、仮にですよ。特定しません、村長は答えないはずですから。さらに15日においては、新聞等々に載りましたこの米海軍兵による女性暴行事件もまだ記憶に新しいし、ぜひこれは我が議会も抗議決議を提案すべきだという認識をしておりますけれども、そういう米軍の基地と相対するところであるということ。仮にB地区においてはですね、これは北部12市町村における、あるいは政治、経済、文化、人口の社会における資本主義の活動を一カ所に集中されている。いわゆる一極集中型の地域なわけ

ですね。そういう一極集中の状況、これは避けなければならないということは北部町村会、そして議長会においてもですね、これは議論されている中だというふうに認識しております。その点からですね、このA地区、B地区、例えば法務的な問題であるとか、自治法上ですね、ある意味では地方創生の視点からですね、村長、私は指定していませんので答えられる範囲でですね、この地域がふさわしいのかどうか、まず率直な意見をお聞かせください。私、場所は言っていないよ。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 A地区、B地区という名前で課題とかいろいろなことがございましたけど、私はですね、これは他の地区のことはちょっと申し上げることは控えたいと思いますが、今帰仁村のよさは十分ですねピーアールをして、これまでもやってきたし、これからもやるつもりです。

そしてですね、課題のことがありました。これも議会で課題というのも、先ほど財政のことがありましたが、もう一つの課題はですね交通アクセス。やっぱり離島半島のホテルから少し外れているということは確かにあると思います。ただですね、今度の28年度の施政方針の中に、一番に掲げているわけです。交通アクセスの中でのコミュニティバスを。これは農業大学校を誘致するためではなくて村民のですね、高齢化社会の中で、やっぱりお店に行きたいといったときに、議会でも一般質問がありますし、だからこれは、それぞれが持っていたところではありますが、なかなかできなかったわけですが、ところが新年度ではですね、この議会が終わったら総合事務局にですね、事業者に言いたいと。といいますのは、この事業があるということを聞いている。そして2月にですね、総合事務局からほかの件も含めて出ていました。その中で、すぐに私はコミュニティバスの件を意見交換の中に入れたらですね、これはもういっぱいメニューがあると。そしてですね、離島の村なんですけどコミュニティバスの助成を受けて、このコミュニティバスを導入したらですね、この地域の皆さんの活用もあるけど、離島なので観光客がいっぱい乗ってですね、この地域に対して、もう助成は要らなくなったということを話していました。そしてスクールバス、これもですね文科省と調整すれば、これは使えるだろうと。スクールバスの活用もできるということは明確に言っていました。というのは、やっているところがあるということなんです。ですから私は、コミュニティバスを村民がなかなか路線バスは1時間に1回ぐらい通るか通らないかということと、古宇利とかですね、やっぱりバス路線がないところにですね、足をしっかりと動かすには、コミュニティバスを早目に導入していきたいということを考えているところでもあります。これはちょっと農業大学校と関連しますので申し上げましたけど、そういうふうになれば課題1つが取り除かれるということを考えているところです。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 うまくかわされて答弁を引き出せませんでしたけれども、まずですね、確かにこれは他地域のこういったものというのは好ましくないかもしれませんが、やはり近隣の首長あたりともいろいろ意見交換をしてみますと、やはりどうしてもこの土地改良区には法務的、自治法上、それはあるまじき行為ではないと。いわゆる好ましいことではないと。特に特例はあるというふうに聞いております。首長のですね。これは大きな公共的、ここに道路をつくらなければならないであるとか、そういうことは許されると思いますけれども、大学校誘致となると少し疑義を呈する首長もいますし、それにまた

一極集中、特に名護あたりはですね名桜大学も看護学校も、高校も商工、農林、名護高校といろいろ点在する中で、ぜひこれは本村に、農大の優位性というのは村長がおっしゃるとおりですね、まさにこれは観光と農業がこれからリンクして行って、さらに飛躍するような、あらゆる経済波及効果が出てくると思いますから、その辺はぜひメッセージとしてですね、強く言っていただいてもいいなというふうに思っております。

それと視点が少し違いますけれど、交通アクセスですか、それも大事だと思います。確かにこれは、1つ拾い上げると課題があるかもしれません。ですが、私が知り得た情報なんですけれども、特に財政的な面で言いますと、やはり外部検討委員会から見てですね、どうもあの地域は一つの森じゃないかというふうに見られているところがあるわけですよ。いわゆる海洋博当時にここは造成された場所でありまして、完全にフラットな状況は無理だと思うんですね、向こうは。そしてまたインフラも入っているんです。私は携わっていたからわかるんですけれども、側溝であるとか水道本管などは使えはしませんけれども、そういうところも入っております。ですがそういう財政的な面でですね、非常に県のほうには私は強いメッセージでいけるんじゃないかなと思うんですよ。ですから今言う、当然この交通アクセスの問題と県が一番考えるのは購入費。それと一番大きなネックになっているのは、私は造成だと思うんですね、財政的な面からいけば。その辺もですね、一度は開発されたところですが、もう一度施工はし直さなければならぬと思うんですけれども、著しくその地形が変わるということではないと思うんですよ。ですからその辺ですね、アピールするためにもですね、これは同僚議員からもありましたけれども、ぜひ単費でもですね、これは重要施策課題になっておりますので、少し単費を入れて、少し環境整備ですね。これからまた時間がかかると農水部長も言っているわけです。それをチャンスと捉えて、ぜひその時間でですね、まず1つの課題、2つ目も見つかったじゃないですか。ぜひその辺の環境整備、大してこれは費用がかかる問題ではないと思いますよ。さらに言えば、重要政策課題ですよ。それぐらい言っても私は行き過ぎたようにならないと思います。その辺ですね村長、ぜひこれはもう少し、企業もぜひやりたいということをおっしゃっていました。私、電話もして赴きました。会長からもですね、ぜひ教育立村として尽力したいというお言葉もいただいております。その辺は非常に心強いですので、後押しとして。ぜひその辺はですね、環境整備にももう少し力をいれて、外部検討委員のその目視をですね、もう少しよくしていく必要もあるのではないのかなと思います。ぜひその環境整備について、今後はとるべきと考えますが、その辺どのように考えますか。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時53分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時53分)

與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今帰仁村の立地する候補地は、私は勉強するには非常に恵まれた場所だと思っています。高台だし、少し人里から離れて、そこで農業面を含めての勉強がしっかりできるということで、自信を持って要請をしているところでもあります。この場所についてですね、これはおとといの一般質問でもありましたけど、これは私はある程度は見苦しくない範囲の整備は必要だと思います。ただですね、これについては、私とし

ては企業に行ってですね、村としてここを立地する前に、もう少し見た目がいいような状況をつくったほうがいいという考えを持ってですね、企業にやってくれないかなということを伝えて、できるようにやっていきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 本当に先ほど来、インスピレーションなんですよ、第一印象が非常に大きく左右するというふうに思っております。どうしてもフラットな土地と見られていないというのがですね、これは最重要課題ではないのかなというふうに思っています。ぜひそれは企業としても全面協力したいという旨のお墨つきをいただいておりますので、自信を持ってですね村長、早速赴いて着手していただきたいというふうに思っております。

それで行・財・政ですので、次は政治ですね。私は政治力とも見えています。まさにこれが今問われているのは政治力ではないのかなと思っております。私は認識しているところでございます。政治力とは、やっぱり自分の地位あるいは人の立場をうまく利用してですね、これは物事を巧みに進めていくというのが政治力だという認識をしておりますけれども、そこでことし5月末ごろですか、伊勢志摩サミットが行われますね。伊勢のほうで。その事例なんですから、最初はですねこのG7の2014年の段階では仙台、新潟、浜松、軽井沢、名古屋、神戸、広島、7つの市長が立候補を表明していたわけですね。当然、下馬評では本命が仙台。特に復興のアピールということで表明しておりました。そして対抗馬となるものが広島。ここは平和のメッセージですね。非常に世界の情勢を鑑みた場合の強いアピールだというふうに見ております。そこに昨年の1月になって伊勢市が名乗りを上げると。これも非常に遅れ感が否めないような状況の中で伊勢市が手を挙げた。そして候補地の中では当然、伊勢市と並んで非核の広島、復興の仙台というところまで持ってきてですね、最後は伊勢市に、ご承知のとおり決定をした。日の目を見たということでもありますけれども、当然、対外的なメッセージとしては警備のしやすさ。テロの問題を前面に上げてですね、ここを重視して決定をしたかと思っておりますけれども、実はその背景と申しますか、そこにうごめいていたものはですね、こんな話があるわけですよ。当然ご存知だと思いますけれども、直接のきっかけは、昨年の1月5日の伊勢神宮参拝だったというふうに言われております。その伊勢神宮を参拝中に、首相が「ここはお客さんを招待するのにとてもいい場所だ」と口にした。それを聞いた首相の周辺が、同行していた鈴木知事にサミット候補地として立候補すればいいんじゃないかというふうに、直接、首相にすべきだと進言をしたと。首相周辺がですね。それで知事は少し遠慮気味ではあったんですけども、今から手を挙げて大丈夫かというふうに首相に尋ねたところ、「いいよ」という背景があるわけです。村長、ちょっと似ていませんか、我が村と。非常に立候補は遅れた。そして6つ、7つ候補地があったけれども最終的には我が村に来るんじゃないかなというふうに私は感じているんですよ。それぐらいポジティブに行こうという私のメッセージなんですけど、その辺ですね、やはりここまでに至るまでに、この政治力というのは大きいなというふうに感じております。その辺ぜひですね、知事も村長とは近いはずですから、ましてや副村長は元那覇市長と一緒にありますし、その辺はこちらのほうが、これも優位性じゃないかなと、見ていますよ。ぜひいかにこれを発揮すべき今時期に来ているのではないかと思いますので、ぜひご両人に私は答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員からいろいろお話がございました。出遅れたのは事実でございます。その中で挽回というか、巻き返しのために全力で村民挙げて頑張ってきた経緯があるというふうに思っております。政治力ということにつきましてはですね、なかなか難しい面があると思いますが、先ほど議員からありましたようにですね、思いはかなうということを私、いつも心に念じております。だから、そういう意味では村長もっと喜んだらということだけど、本当は私の顔を見ればわかると思います。私も相当これはいける可能性もあるのかなというふうには思っているところですが、これはあまり簡単に言ってもまずいところでありまして。そういう意味ではですね、1つだけ、先ほど県知事にも申し上げたと言いましたけど、これはですね、昨年、台湾でコンベンションビューローが主催した観光の集いがありましたね。これに私は参加したんです。そうしたら、正直言って村長は私1人でした。ですから私は、これはチャンスと思ってですね、もちろん観光のピーアールでもありますけど、なかなか県庁内では会ってくれませんので、向こうでお会いしてですね、農業大学校の件については心にとめていただきたいということを申し上げました。だから、そういう意味では私が先ほど申し上げた舌足らずな話でありましたけど、今帰仁村長は非常にそういう思いがあるということ、県庁内でも知事がお話をしたということでもありますので、これからですね、これは非常に今帰仁村にとっても本当に大きな出来事でもありますので、全力投球で議会や村民と一緒に頑張って、この誘致にむけて本当に全力投球で頑張っていきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 久田議員からご指名でありますので、私もですね村長と同じ気持ちでやっております。村長と一緒に県庁に表敬で行ったときにもですね、副知事が会っていただきまして、「農業大学校のことは聞いているよ」という一言がありましたので、これ以上のことはもう聞きませんでした。私も村長と同じ気持ちで今帰仁村の将来については、この農業大学校が来ることによって大分活性化すると確信しておりますので、一緒になって頑張っていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時02分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時02分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいま村長、副村長から、本当に力強い答弁をいただきました。ぜひですね、これは村長、集大成と言ったら失礼に当たるかもしれませんがけれども、ぜひこれは政治力をいかに発揮してですね、ぜひ誘致が実現するように、お互い目の目をみるようにですね、頑張ってくださいというふうに思っております。副村長に関しましては、元上司と部下ということもありますけれども、また農大OBということでもありますので、その辺からもですね、OB会からもぜひメッセージを発信していただけたらというふうに思っております。

そして次に進みますけれども、これは次、村長施政方針に掲げる重要施策と大学誘致との整合性についてですけども、本当に施政方針なるものはですね、政策を推進する上で行政のトップとして村民に対して、これを説明する責務が非常にあるというふうに認識しております。この重要施策、ちょっと私も目を

通してですね、少し2行ではちょっと何というんですか、村民に伝えきれているのかなと、この農大誘致をですね。その辺をもう少し厚みを持たせたほうがよかったのではないのかなということです。ですからこの目的理由、これまでの経緯、内容とかも含めてですね、これはある意味ではかがみでありますので、村民に対する。この辺少し苦言ではないんですけれども、もう少し答弁でもありましたけれども、地方創生と絡めてですね、もう少し厚みを持たせたほうがいいんじゃないかなと思っていますので、その辺ですね、少し見解を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

平成28年度の施政方針の中で、県立農業大学の誘致についての記述であります、2行では短いんじゃないかということですが、これまでの要請行動を含めての行動に対してですね、私はある意味では、これまでやってきたことに対しては自信を持って対応しているという中で、どちらかというんですね、全体的に施政方針が長すぎるという中で、相当短くしているんですよ。そういう意味では簡潔にということやっておりますので、誘致に対するの思いはですね、先ほどから申し上げましたように、これは今帰仁村の本当に活性化。地方創生の中での人口ビジョン、人口をふやしていくと。これは人口ビジョンの中には1万人というのは相当先の話なんだけど、私はごく短期間にですね、この人口を1万人にしたいと強い思いがありますので、この件については2行ということですが、沖縄県立農業大学の誘致についてはですね、相当の決意を持っているということをお伝えしたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 村長の思いというのは十分伝わりました。まさにこれは大学でありますので、教育の分野にもすごく波及してくると思うんです。ぜひそこは今後また北山学園プロジェクトとして教育界からもメッセージを強めていく必要はないのかなというふうに思っておりますが、教育長、ぜひこれは私はやるべきだというふうに思っていますので、見解をひとつ求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 久田議員の質問に対してお答えします。

本村が掲げている北山学園プロジェクトも保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校という今の段階では、そこまでの範囲なんです、農業大学が誘致された暁には、本当に保・幼・小・中・高・大までの連携がなされるものと期待をしております。教育の観点からしてもですね、本村は農業と観光、さらに教育を絡めた施策を重視しておりますので、ぜひその辺はバックアップ体制をとりながらですね、積極的に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ぜひですね、これは教育立村としても、しっかり柱になり得る材料だというふうに見ておりますので、きょうは前教育長も来ておまして、早速、発信に入ります。ぜひそこはですね、拍車をかけてやっていただきたいなというふうに思っています。

あまり時間がないですので、次の取り組みですね。今後の取り組みについて伺っていききたいと思いますけれども、先ほども申し上げましたが、この地主ですね、これは意見交換も非常に大事ではないかなと

いうふうに思っております。ぜひさらなる信頼関係を構築してですね、企業ともしっかり手を取り合って誘致活動につなげていく。その点もですね、今後どうしていかれるおつもりなのかですね、お伺いしたいと思えますし、そして非常にまた吉報というか一つのアイテムとして、本村出身の謝花喜一郎企画部長が来る新年度から、4月1日から知事公室長として就任するということがもう新聞報道等で流れております。公室長となると、これは知事直轄という機関になりますので、非常にこれは我々の意見が直接伝わるという部署と言っても過言ではないというふうに思っております。ぜひこれはですね、今後、就任祝賀会等を通してですね、我々がメッセージを伝える機会じゃないかなと思っておりますけれども、この就任祝賀会ですね、非常に有望視されております。地元はもちろん那覇市からもすごく有望視されている方であります、やっぱりこれは私は今後やっていくべきではないのかなというふうに思っておりますが、その2点ですね、まずは見解を賜りたいと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時09分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時09分)

與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

これまでいろいろ申し上げましたけど、課題解決につきましてはですね、まず地主と連携をするということの中でですね、ことしになって、この農業大学校の件だけではないけど2回ほどお会いしております。その中で1回目はですね、先ほども申し上げましたように土地価格の関係がいろいろ話題に上がったときには、ご検討をよろしくお願ひしますと。協力していただきたいということを申し上げております。謝花喜一郎企画部長の件であります、これはこれまでですね、農業大学校だけの件だけではなくて、いろいろな面ですとお世話にはなっております。そういう意味では結構気安く電話をして、いろいろ知恵をかりながらやっているということがございます。その中で知事公室長という、これはもう大変な知事の側近というか、副知事クラスだと思っております。だから、そういう意味ではですね、これは当然、謝花喜一郎さんが公室長に就任したときにはですね、村としてもこれはお祝いをする必要があるというふうに思っておりますが、なって時期は忙しいとは思いますが、きっと時間を空けていただけるものと考えておりますので、4月以降につきましてはですね、これについては正式に文書で要請をしていきたいというふうに思っています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 さあ村長、環境は整いました。あとは政治力です。しっかりこれはやっていただきたいなというふうに思っております。

そしてもう一つ、やはりこれだけ機運が高まっている中でありますので、もう署名運動も一つの方法ではないのかなというふうに思っております。記憶にも新しいかと思えますけど、2000年のサミット、沖縄サミットですね。これも福岡、大分がたしか有望だという下馬評であったんですけども、それに20万人の署名活動をしたわけですね。それに当時の小渕首相は心を動かされて沖縄県で開催したという逸話もあるわけです。その辺ですね、今後、私は署名活動もぜひこれは展開する1つのアイテムとして持っておられるべきだというふうに思っておりますが、村長の見解を賜りたいと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

農業大学の誘致に向けて署名をする必要があるのではないかとありますが、これについては今まで検討をされたことはないわけですが、すばらしい提案だと思っておりますので、持ち帰ってこの署名運動についてどうするのか、それが本当に必要なのかとかいうのは庁内で検討して、前向きに取り組んでいきたいとこのように考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 全て農業大学については村長にいかんなく發揮していただきたいというふうに思います。

もう5分しかないので、かいつまんで梯梧荘の件。非常にこれを私が懸念しているのがですね、前回このホテルの駐車場用地における農振除外について、村長は「今回の大型見直しを含めて対応していきたい」と述べております。この駐車場は4,000坪とも5,000坪ともオリオンは希望しておりますけど、今回、この大型見直しについてですね、除外申請。これはまだ個人有地だと思いますけれども、個人の方から出されているのか。恐らくきょう、あすが締め切りの期限じゃないかなと思っております。その辺ですね、どういう対応をされているのか見解を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質問について説明いたします。

現在、農振地域、農用地の総合見直しにつきまして、2月1日から2月19日まで各字を回って説明等をしてまいりました。その後、議員が質問されている地域の場所のほうからはまだ除外に向けて、1筆ごとに申請しなければいけませんので、その辺の申し出はございません。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 これ、まだ1筆の除外申請の申し出もないということは、今回の大型見直しをしなければ、あれ大きなブレーキがあるんじゃないですか。例えば、この前2月の何日でしたか、オリオンさんが来て、そういうインフォメーションをなされたのかどうかですね。これだけ今、オリオンさんが進出を望んでいる中で、ちょっとびっくりなんですけれども、これはやっぱり個人の意思が強いですから、個人有地である以上は。その辺、環境整備に当たるということで、村長も何度もこれをおっしゃっておりますけれども、その辺の環境整備ですね。今回もし申請なされてなかったら、かなりのブレーキになるというふうに私は認識しておりますけど、見解を求めて終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

農振全体見直しの件ですけど、その件につきましてですね、3月11日にオリオンビールとお話し合いをしました。これは農振見直し、それと梯梧荘の文化財の関係がありましてですね、その他のいろいろなものが課題としてあるので、確認ということで私のほうから申し入れをしてですね、3月11日に話し合いを持ちました。その中でですね、平成27年度に駐車場の跡地に試掘を入れました。その中でわずかではありますが遺物が出てですね、また新年度の予算を計上して5月に試掘に入ることが決定しております。

その中でオリオンビールとしても、どれだけここからこういう遺物が出るかというのがですね、相当慎重になっていることでもあります。そういう意味では、やるとも言えないわけです。だから、やるとは言えないから、オリオンビールから、ここを何とか除外してくれとか、こういう話し合いは非常にやりにくいということの中でですね、村としてもこの件につきましては3月18日までということではありますが、これは1筆1筆この見直しをするときに県も1筆1筆状況を調査する。村も調査するという中でですね、必ず3月18日までに申請しないとできないということではないというふうに認識をしておりますので、早目です、この件については見直しに向けて村としても調整をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 午後4時18分)